

平成 2 6 年

第 4 回西原村定例会会議録

平成 2 6 年 1 2 月 9 日

平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 平成26年第4回定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
12月 9日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会期決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・村長提案理由説明</li> <li>・休会の件について</li> <li>・全員協議会</li> <li>・常任委員会</li> </ul>	
12月10日	水	休 会		
12月11日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（3名）</li> </ul>	
12月12日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議 （承認第6号～第7号・議案第 38号～45号）</li> <li>・組合議会報告</li> <li>・委員会報告</li> <li>・陳情書審議</li> <li>・委員会の閉会中の継続審査（調 査）申出書</li> </ul>	

# 提 出 議 案 等

(平成26年12月9日提出)

(村長提出議案)

- 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について「(専第6号)平成26年度西原村一般会計補正予算(第4号)について」
- 承認第 7号 専決処分の報告及び承認について「(専第7号)平成26年度西原村一般会計補正予算(第5号)について」
- 議案第38号 西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 平成26年度西原村一般会計補正予算(第6号)について
- 議案第42号 平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第43号 平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第44号 平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第45号 平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第2号)について

(平成26年12月11日提出)

(一般質問)

1 番 田島敬一君 2 番 村上貞廣君 3 番 中西義信君

## 目 次

### 第1号(12月9日)

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明(承認第6号～第7号・議案第38号～45号)	5
日程第 5 休会の件について	9
散 会	9

### 第2号(12月11日)

議事日程第2号	11
応招議員氏名	12
出席議員氏名	13
事務局職員出席者	13
説明のため出席した者の職氏名	14
開 議	15
日程第 1 一般質問	15
(田島敬一)	15
・村内バス便改善について	
・手話言語条例を西原村でも制定してはどうか	
・オスプレイの村内飛行について	
(村上貞廣)	25
・村の危機管理体制及び危機管理について	
(中西義信)	34
・子育て支援センター(ひろば)の活用を	
・広報のあり方を問う	
散 会	43

### 第3号(12月12日)

議事日程第3号	45
---------	----

応招議員氏名	.....	4 7
出席議員氏名	.....	4 8
事務局職員出席者	.....	4 8
説明のため出席した者の職氏名	.....	4 9
開 議	.....	5 0
日程第 1	承認第 6号 専決処分の報告及び承認について 「(専第6号) 平成26年度西原村 一般会計補正予算(第4号) につい て」 .....	5 0
日程第 2	承認第 7号 専決処分の報告及び承認について 「(専第7号) 平成26年度西原村 一般会計補正予算(第5号) につい て」 .....	5 4
日程第 3	議案第38号 西原村一般職の職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例の制定に ついて .....	5 6
日程第 4	議案第39号 技能労務職員の給与の種類及び基準 を定める条例の一部を改正する条例 の制定について .....	6 3
日程第 5	議案第40号 西原村国民健康保険条例の一部を改 正する条例の制定について .....	6 4
日程第 6	議案第41号 平成26年度西原村一般会計補正予 算(第6号) について .....	6 9
日程第 7	議案第42号 平成26年度西原村国民健康保険特 別会計補正予算(第2号) について .....	8 7
日程第 8	議案第43号 平成26年度 西原村介護保険特別会 計補正予算(第2号) について .....	9 1
日程第 9	議案第44号 平成26年度 西原村中央簡易水道事 業特別会計補正予算(第2号) につ いて .....	9 2
日程第10	議案第45号 平成26年度西原村工業用水道事業 会計補正予算(第2号) について .....	9 3
日程第11	組合議会報告 .....	9 4
日程第12	委員会報告 .....	9 4
日程第13	請願書審議 .....	9 5
日程第14	委員会の閉会中の継続審査(調査) 申し出について .....	1 0 1
閉 会	.....	1 0 1

署名 ..... 1 0 3

第 1 号 (12月 9日)



## 平成26年第4回西原村議会定例会会議録

平成26年12月9日、平成26年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成26年12月9日(火曜日) 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明(承認第6号～第7号・議案第38号～45号)
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	麻 生 彩 華 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は第4回の定例会が招集されましたところ、全員出席であります。

定足数に達しておりますので、平成26年第4回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番議員、宮田勝則君、10番議員、田島敬一君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、12月2日に行われました議会運営委員会で本日9日より12日までの4日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は、本日9日より12日までの4日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般報告として議長から、会議規則第129条のただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

去る10月10日に阿蘇市町村議会議員研修会に参加し、山梨学院大学法学部教授江藤俊昭氏により「住民自治の根幹としての議会の作動と課題」「議会改革とその条件整備」という演題で講演を聞き、住民意見を政策提言へ、議会からの政策サイクルを前提にという話を聞き、参考になりました。

また、11月6日益城町文化会館で議員研修会があり、東京大学大学院政治学研究科教授金井利之氏により「人口減少時代の自治体議会」について講演を聞き、地域包括ケアの担い手として自治体議員、議会像の中で、町村議会とは地域包括ケア担当者会議であるという話を聞きました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成26年第4回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、感謝申し上げます。

師走の声を聞き、今年も残すところ20日余りとなりましたが、議員各位に

おかれましては、慌ただしい中、ご活躍のことと推察申し上げます。今年も全国各地で台風や大雨による土砂災害等や、9月には御嶽山の噴火により多数の犠牲者が発生したり、災害の多い1年でありました。私どもの西原村においては、台風の上陸もなく、無事、1年が終わると思っていたところ、11月25日から阿蘇中岳が小規模噴火を始め、26日には22年ぶりに噴石を確認するマグマ噴火が発生しております。また、噴煙が1,500mまで達し、本村にも降灰による影響が発生しております。特に、野菜等の農産物への被害が大変心配され、活発な活動が長く続かないよう願うものであります。

さて、今年1年を振り返ってみますと、宗教問題に明け暮れた1年であったと思います。村民の方々が絶対に進出させない、阻止しなければならないという強い意思があり、西原村を守る会が発足しました。村民全ての方が自分たちの村を衰退させない、発展させたい、活性化させたいという思いが通じ、現在のところ小康状態であります。しかし、問題の開氏所有の土地は残っております。しかも、現在においても土地の買収が行われております。今後も油断することなく、長期的に対策を講じ、監視を続けてまいりたいと考えております。

さて、国政に目を向けますと、衆議院の解散に伴う総選挙が14日の投票に向け展開されております。各党それぞれの政策論戦がなされておりますが、私ども自治体にとってどの党が地方のためになるかしっかりと見極め、政局の行方を注視していかなければならないと思っております。

そのほか、村の事業といたしましては、4月には高遊原南消防署と熊本市消防局が事務委託として統合いたしました。救急車とあわせ、ポンプ車も配備され、24時間体制でスタートいたしました。統合直後で多少の問題点はありますが、消防業務が充実強化され、安全・安心の村づくりがなお一層推進されると期待しております。

そのほかにも、道路や学校施設関係の整備、洪水防止の調整池の完成など、着実に進めてまいりました。こうしたこと全てにおいて、村民を思い、村の発展を願っておられます議員各位の行政に対するご理解とご協力のおかげでありまして、感謝するところであります。新しい年を迎える平成27年も議員各位のさらなるご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、今定例会に提案させていただいている議案の内容を説明させていただきます。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について「平成26年度西原村一般会計補正予算(第4号)について」ご説明いたします。

今回の補正は、特定非営利活動法人NPO法人自然を守る会から損害賠償請求事件の訴訟が提出され、それに対する弁護士への委任費用が緊急に必要となりました。また、ふるさと納税において高額の寄附者が多く、お礼に特産品の購入等が必要であることから、早急に予算補正が必要となり、議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がない

ことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、予算執行をさせていただくことにしました。詳細については、総務課長よりご説明いたします。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について「平成26年度西原村一般会計補正予算(第5号)について」ご説明いたします。

今回の補正は、11月21日衆議院の解散に伴い、12月14日に衆議院議員総選挙が早急に予算補正が必要となり、議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、予算執行をさせていただくことにしました。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第38号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、平成26年10月9日、熊本県人事委員会が職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。西原村職員につきましても県人事委員会勧告を尊重し、職員の給与一時金の改定をさせていただくものでございます。今回の勧告の内容といたしましては、7年ぶりに給与一時金の引き上げが勧告されております。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第39号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の条例の一部改正は、技能労務職員の再任用職員の適用除外について、県人事委員会勧告に合わせ、改正させていただくものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第40号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の西原村国民健康保険条例の一部改正は、出産育児一時金等の見直しに基づく健康保険施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、西原村国民健康保険条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第41号、平成26年度西原村一般会計補正予算(第6号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ612万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,515万6,000円と定めるものでございます。歳入の主なものにつきましては、ふるさと市町村圏基金活用補助金4,000万円の増額補正、村債で道路新設改良事業補助事業の公共事業等債をふるさと市町村圏基金活用補助金を活用するため、4,680万円を減額しております。歳出におきましては、職員の給与一時金の改正等により増額補正を行っております。また、萌の里加工場の改修工事、村民グラウン

ドフェンスの改修工事等の補正を行っております。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第42号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,376万円と定めるものでございます。主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、前期高齢者交付金92万1,000円の増額補正でございます。歳出につきましては、保険給付費に3,727万円の増額補正、この財源として予備費を3,634万9,000円減額補正しております。詳細につきましては、住民課長よりご説明申し上げます。

議案第43号、平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、規定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ47万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,627万5,000円と定めるものでございます。主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金47万3,000円の増額補正でございます。歳出につきましては、総務費に96万6,000円の増額補正、保険給付費に888万6,000円の増額補正、これらの財源として予備費を967万3,000円減額補正しております。詳細につきましては、住民課長よりご説明申し上げます。

議案第44号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額を7,383万1,000円と定めるものでございます。主な内容について申し上げますと、歳出につきましては、営業費用の業務費64万4,000円の増額補正、予備費64万4,000円の減額補正を行っております。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

議案第45号、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第2号）は、収益的収入支出それぞれ1,897万1,000円と定めるものでございます。主な内容について申し上げますと、支出につきましては、営業費用の総係費10万3,000円の増額補正、予備費10万3,000円の減額補正となっております。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

以上、今定例会に提案しました承認2件、議案8件につきましては、議員各位におかれましては慎重審議の上、ご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（坂梨公介君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。



日程第5、休会の件についてを議題といたします。

お諮りします。明日10日は本会議を休会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、明日10日は休会することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、次の会議は12月11日午前10時より議事日程第2号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時16分 散会

第 2 号 (12月11日)

## 平成26年第4回西原村議会定例会会議録

平成26年12月11日、平成26年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成26年12月11日(木曜日) 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	麻 生 彩 華 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、12月2日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの40分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、40分以内と決定します。

受領番号1番、10番議員、田島敬一君、件数3件、発言を許します。

（10番議員 田島敬一君 登壇 質問）

○10番議員（田島敬一君）おはようございます。10番議員、田島敬一です。

まず、村内バス便の改善についてお尋ねいたします。

9月の定例議会でもこのことは取り上げさせていただきましたけれども、また、その中で、議案審議の中で宮田議員も大変参考になる質問をされておられました。議論が徐々に深まってきているなと思っておりますので、ぜひ検討をもう一步深められまして、と申しますのも西原村は少子高齢化が徐々に進んできております。公共交通網を住民の便利がよいように改善していくということは、避けて通れない大事な課題であると考えております。

そこで、宮田議員も質問されておられる中で、大変よいアイデアということで、タクシー券とバス利用というのをミックスしたやり方で乗車率を上げるようにしてはどうかということですね。

それからまた、障害者割引、私も障害者の運動にかかわっておりますので、先般、東京まで行って障全協という大会に参加し、また厚労省や国交省など各省庁に対しての交渉、これも参加してまいりました。そういった中で、全国の障害者の方々と交流いたしましたけれども、障害者割引というのがあるということで、これが西原村を通っているバス利用者には本当に知らされているのかなど。そういった手帳を見せれば乗車賃が安くなるということをご存じであって利用がふえれば、それが一つの呼び水となって乗車率が上がってくるのではないかというふうに思いますので、村民の皆さんに対しての周知をしてはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから次に、ノンステップバスというのとかスローバスというのに先日熊本市内で試しに役場前から乗ってみました。そしたら、熊本市内方面からは、こういったノンステップとかスローバスというのが時間帯によって

木山まで来ているということがわかりました。こういったものが本当に必要なのは、西原村のような高齢化が進んでいるところではなかろうかと思うわけですが、ところが、どうも新型の車両をバス会社が購入する場合は、都市部のほうから新しいこういう形態のものが導入されて、それからだんだんにリサイクルというか、そういった形で農村部に回ってきているのではないかなという感じがありますけれども、そうすると、せっかくノンステップとかスロープとかこういった形態が西原村まで浸透してくるのは、ずっと先のほうになってしまうというふうなことで、やはり福祉車両も中型のせいぜい8人乗りぐらいのにはリフトつきの車椅子が積み込めるのが一般的でございます。欲を申しますと、私は最近、自転車というのに体力づくりも兼ねましてよく乗るようになりましたけれども、このバスに自転車が積み込めるようになりましたならば、例えば木山まで行って益城町の中を回ってみたいとか、あるいは大津町まで行っていろんなところに行ってみみたいとか、帰りは西原村は上り坂ですから自転車は大変難儀をします。そこでバスに積み込めて帰ってくれば、それだけ行動範囲が広がるというようなことも一つの利便性向上になりはしないかというふうに思います。

そうはいいまして、自転車を積み込むという形式の車体の改良というのは、まだ全国でも私が知る限り見たことがありません。しかし、広告では、今では軽の自動車ですらも車体の高さが確保できて自転車が積み込めますよというふうなコマーシャルが出ているぐらいで、車と自転車とのセットという考え方、これはやはりこれからの健康な地域づくりという点からもそう無鉄砲な話ではないのではないかと。それで、近隣にも車体改造について大変有名な企業もあるようでございます。農村部こそ、地域を興していくために、こういった新しいアイデアで公共交通網の一層の利用促進ということができるよう考えられると思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君） 村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君） お答えをさせていただきます。

村内バス便改善についてということで、まず1点目は高齢者や福祉のバス利用がふえるようタクシー券と共通バス券を発行してはどうかというお尋ねでございます。

タクシー券というのは、私どもの西原村が行っております福祉タクシー券のことだと思いますけれども、共通バス券となれば当然のことながらバス会社との協議も必要となってくると思われます。福祉タクシー券の利用の実績も今年々伸びてきております。昨年度助成実績は356万円程度でございます。

福祉タクシー券もようやくお年寄りの方々に浸透してきたというふうに思っております。福祉タクシーの利用助成金の年間予算額は480万円でございます。徐々に利用実績が予算額に近づいてきておるところでもございます。



まずは、助成額が予算額を超えること、発行枚数の完全利用などを念頭に置いて継続をしていきたいというふうに思います。福祉タクシーと共通バス券の発行ということで議員が言われることは理解することでありまして、自治体と民間会社とでありまして、料金の形態も違いますし、難しい問題というふうに思っております。ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、障害者割引ができることは周知しているかということでございますけれども、これは周知はしているというふうに思っておりますので、この件につきましては後で住民課長より答弁をさせます。

それから、もう一点の都市部ではノンステップバスやスローバスが徐々に導入されてきている。また、最近では後部から自転車や車椅子が積み込めるリフト方式も福祉車両から導入されてきているが、高齢化が進む西原村のような農村部にこそ乗車率を高めるためにそのような改造が必要と思うかどうかということでもあります。

お尋ねのノンステップバスとは、出入り口の段差をなくして乗降性を高めた低床バスの日本における呼称でございます。バス事業者や行政機関によっては超低床バス、超低床ノンステップバスとも称されております。従来は85cm程度あるバス車両の床の高さの一部あるいは全体を30から35cmと低くして階段(ステップ)をなくすということで乗降を容易にしたバスで、従来の低床バスよりさらに乗りおりが楽になるということで、高齢者あるいは障害者ばかりでなく、誰にとっても負担が少なくなっております。

体の不自由な人や高齢者に優しい床面構造でありますけれども、構造上、値が張り、従来の車より収容力も落ちたり、あるいは低床バスでありますので山道を抱える路線などは路面の特性上導入がしづらいのではないかとこのように思っております。まだこのようなことで問題は多いと聞いております。

高齢化が進む西原村のような農村部こそ乗車率を高めるためと言われておりますけれども、西原村単独での導入には、これは財政負担が多過ぎて厳しいものがあります。路線を持っております大津町、益城町との協議も必要になってくると思います。そういうことで、今すぐこれをどうのこうのというのは大変近隣の自治体にも負担をかけることであって、厳しいんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議長(坂梨公介君) 住民課長の答弁を求めますか。

○10番議員(田島敬一君) はい。

○議長(坂梨公介君) 住民課長。

(住民課長 片島信幸君 登壇 答弁)

○住民課長(片島信幸君) 私のほうからお答えさせていただきますのは、障害者割引ができることを周知してはいかがかというご質問であったと思います。

熊本県が毎年作成をしておりますが、こういう障害福祉のしおりというのを本村にもある程度の部数を注文してきておりますけれども、毎年来ますけ

れども、この中に公共交通機関の割引制度としてJRとか航空運賃、有料道路、バス、その他もろもろございますが、今、田島議員がおっしゃったバスの運賃に関しましては、村内を走っておりますのは九州産交バスですけれども、本人さん割引が5割程度、介護人につきましても5割程度割引される場合もあります。また、タクシーについては1割引きということもされております。私の母も、自分の個人のことですが、この手帳を持っておりますので、これを提示している状況です。

公共交通機関の各種の割引利用につきましては、各事業者の方、民間を含みますけれども、こちらの事業者が社会貢献活動の取り組みとして行われているということを知っております。住民の方々が、住民課の窓口でまずは一旦障害者手帳の申請をされて、最終的に県の審査が終わって交付となったときに、そのときに窓口に来て、障害者福祉のしおりも差し上げますけれども、これに該当するサービス、割引等々については、全ての方に該当する案件については全ての方にご説明をしている状況ではございます。改めて全員の方というのなかなか難しいのかなど。先ほど申しましたように各事業者の方々が社会貢献の活動として取り組まれているということを考えれば、ちょっと難しいところもあるのかなとは思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）田島議員、続けてください。

○10番議員（田島敬一君）西原村を通りますバスは益城町も大津町も通っておりますから、その了承に対しまして交渉したりという協議はしなければならぬということでは当然でございます。それは最初からわかっていることでありまして、それをやる気があるのかどうかということですね。もちろん両町とも田舎の人口まばらな地域を通過してきます。だから条件的には同じだと思います。何とかしなければというところ、思いは同じだろうと思えますし、たまたま今、政府は地方創生ということで躍起となって、地域の活力をいかにして高めるかということで予算措置もしていると思えます。財源がどこにあるのかということでございますけれども、世の中の必要性というのが、やはり農村部を興していかなくてはならない、都市と農村との格差、地方と首都圏との格差が余りにも開き過ぎているということを何とかしなければならぬということは、やはり政府も考えは一緒だと思います。そのようなところが、やはり交渉あるいは協議というのでできる一つの材料ではなかろうか、好機ではなかろうかと、むしろ、そういうふう積極的に捉えていくべきではないでしょうか。

確かに超低床バス、こういったものには私も乗ったことがございまして、それは京都に行きましたときに、あそこは超低床バスがずっと走っております。乗ってみますと入り口が低い、そのかわりに座席が高いんですよ。だから、そういうことで車体の内部のエンジンとかいったものをやりくりしている、そういった改造がなされていると思いましたがけれども、座席に上ってみ

ると、高いものですから、いろんなどころが見やすいという、そういった効果も体験してきました。道路の形状が高かったり低かったりということがありますので、農村部ではどうかということをございますけれども、そこはやはり超低床バスが走るということを前提にして道路を滑らかにするとか、こういうものを進めていけばいいのでありまして、要は農村部の公共交通網の体系を何とかしなければと乗車率を高めるために本当に知恵を絞らなければならないという意気込み、これをぜひ持っていただきたいと思います。

そして、アンケートを実施するとかいうことを答えられておったと思えますけれども、その辺についても、その後いかがなされているのか、お尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君） 村長。

○村長（日置和彦君） 田島議員が申されますように、ノンステップバスとかスローバスを導入するならばと、そしてまたリフト式もあればよいと、確かにそういう路線バスが走れば高齢者の方や障害をお持ちの方には便利であるということは私も理解をするところでございます。しかし、今は自家用車がほとんどの家庭にございまして増えております。ということで、バス離れが進んでおります。バス会社がそこまで設備投資をして対応してくれるとは申しにくいということでもあります。

議員も知っておられるとおり赤字路線でありまして、西原だけの意向だけで要望するのはいかがなものかなと思います。この路線を構成する大津町、益城町にも、そういうことになれば今まで以上に負担をかけることになり、要望がしがたいというところでございます。

田島議員におかれましては、一般論でお話をされておりますけれども、現実論として田島議員もできると思っていらっしゃるんですかね。私は厳しいというふうに判断をしております。路線バスは、ほとんどが今ワンマンバスでございます。乗車率が高くなると申されますが、誰がリフトを動かすのか、そしてまた運転手が毎回乗ったり降りたりしてそういった手伝いをされるのか、果たして何人の方が利用されるのか、問題点が余りにも多い感じがいたします。

どうしても利用しなければならない方がおられるときは、社協にリフト付きの車両の貸し出しがございます。普通車のワゴンタイプと軽もございます。料金は1回500円ということで、半日かかろうが500円ということで、朝夕の送迎のときはちょっと無理でありますけれども、朝迎えに行ったなら、その後は車が空いておりますので、誰でも利用されます。利用者の方もそちらのほうを利用したほうが気楽に利用できるんじゃないかなというふうにも思っております。障害者や高齢者の方々のことを思えば、バスを改造して利用することは現実的には厳しいんじゃないかなというふうに思います。

しかしながら、決して否定するものではないということだけは申し添えて

おきます。以上です。

○議長（坂梨公介君）3回目、まとめてください。

○10番議員（田島敬一君）今、社会福祉協議会のほうを利用してはどうかということで、それはそれで大変結構なことをございます。ここで、私が全国どこもやっていないと思われる自転車ということをし申し上げましたけれども、今、西原村は本当に自転車で下からえっちらおっちら上ってくるというサイクリング愛好家がちらほら見かけられる場所をございます。疲れたら帰りのバスが待っているとか、こういうふうなことで、西原村だけでなく、また大津町、益城町、こういった田園空間の中でこそ自転車というのは向いているのではないかなというように思いますし、今、大変財政的な負担があつてバス会社がこれに応じるかどうかということと言われましたけれども、ほとんど平均乗車率が1以下というようなことで、空気を運んでいる状態というのを見かけているわけです。そういったときに、国、県、村が総額で1,000万円とか、こういう補助をやっておりますけれども、その思いをするなら、国、県、村が少し負担をして改造の費用を出したら、その分乗車率が高くなって、結局は利用率が高まり、二酸化炭素の排出も減ると。こういうようなことをございますから、ぜひやる気を出していただいて臨んでいただきたいと申し上げまして、次に移りたいと思います。

2番目、手話言語条例を西原村でも制定してはどうか。

私も前々から少しは手話を勉強しておりまして、のぎく荘のほうで行われております手話サークルにも所属していたことをございます。そういったこともありまして、去年12月8日の日に鳥取県で初めて手話言語条例が制定されたということに大変喜んでおりまして、今、国に対して手話言語法を求めるといふ運動、そして意見書を採択している自治体も急増しております。

そういった中で、1,788自治体のうちの実に1,366自治体が意見書を採択しているということで、ほとんど75%、4分の3となっております。このような勢いの中で、恐らく法もいずれ制定されると思いますが、一歩進んで西原村は鳥取県のように手話言語条例というところまでいったならば、これは西原村は福祉の点では全国よりも先んじているということで注目も浴びることになるかと思ひます。

それで、手話言語条例となりますと、鳥取県のやっていることから申しますと環境整備、そして行政だけでなく教育分野などさまざまな窓口業務などに手話ができるような環境を整備していく。これは民間も含めてですけれども、そういうトータルな方針というのが打ち出されております。条例を制定したからといって、急に明日からどうということではないかもしれませんが、村の方針が決まれば、徐々にでも内容が充実していくのではないかと。

そして、これは私の考えですけれども、誰でも高齢になりましたら、約半

分ぐらいは高齢難聴となられるというようなことで、補聴器を買う人もありますけれども、高くて、なれない人はすぐに外したがるという特徴がございます。その点、若いときから手話を身につけるようにしておけば、高齢になってからのコミュニケーション不足もないでしょうし、それをきっかけにして認知症に進むということも少なくなっていくのではないかと。こういう副次的な効果がありはしないかと思いたすために、ぜひ西原村に手話言語条例というのを制定されてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）手話言語条例を西原村にも制定してはどうかということで、いろいろ書いて質問内容がございますけれども、手話言語条例の制定につきましては、国において2011年に障害者基本法が改正されて、言語に手話を含むことが明記され、手話は言語であるということが明確化されております。そのことに関連しての質問であるというふうに思っております。

この法律の第1条に規定されるように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があるとされております。

また、法の第3条第3号で、障害のある人みんなが、手話などの言葉を必要なコミュニケーション、気持ちを伝えることの方法、点字とか筆談とかいろいろございますけれども、わかりやすい言葉を選ぶことができるようにすること。また、情報を手に入れたり、使ったりする方法を選べるようにすることとされております。

平成26年、今年11月末の全国的な条例制定の状況としては、確認できた限りでは、都道府県では全国に先駆けて今申されましたように鳥取県が手話言語条例を制定しております。市町村では、北海道で1市2町、三重県1市、兵庫県1市、九州では佐賀県嬉野市のみでございます。全部で6市町村ですか、県を含めて。そういうことでございまして、村といたしましても、聾啞者が家庭、学校、地域社会などのあらゆる場で手話による豊かな文化のもとで生活できる社会を目指すために手話の普及のための施策を総合的かつ計画的に推進していくことの必要性は、私どもも認識をしております。

そのためには、今ご質問いただいた手話言語条例のなされているところの効果等を考慮し、今後またその条例につきましては検討をしていくならばと。まず、今回、請願のほうに意見書というところも出ておりますので、その後、条例については検討していきたいというふうに思っております。

○議長（坂梨公介君）田島議員。

○10番議員（田島敬一君）これは、質問は教育長にもする予定でございましたので、当然、教育にもかかわってくると思います。山西小学校な

ど、大変前々からの伝統で手話つきの歌を披露してもらおうとか、子どもたちもある一定程度は手話になじんでいるかと思えます。しかし、十分手話ができるというところまではいってないと思えます。

それと同時に、村長にお尋ねしたいんですけれども、西原村の窓口到手話しかできない人が訪ねてきて、窓口に何か伝えたいというときに、どのような対応ができる状態でしょうか。確かに職員の中に手話ができる方はおられますけれども、それは果たして窓口業務で十分対応できるのか、その2点、お尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）手話言語法の制定につきまして、今回、国のほうに意見書を求める請願が今定例会に提出をされておりますが、それは議会の判断に委ねるところでございます。

お尋ねの半分が難聴になると言われておる高齢者でございますけれども、そうなれば副次効果があるとか、認知症にかかりにくいか、いろいろ先ほど申されましたが、いわゆる高齢者の難聴、年をとってくると耳が遠くなるということで、よく聞く話でございますけれども、多くの方がそういったことで耳が遠くなるということでもありますけれども、年齢にすれば70歳から80歳ぐらいにかけて耳が遠くなられると思えますが、その年齢に達してから手話を勉強しては少し遅いんじゃないかなと。やはり若いときからの手話習得が必要であるということは、私も認識しております。

日本全国で4つの市と2町が条例を制定されていると聞きますけれども、先ほど申しましたように条例はそういった結果を見てから判断したいというふうに思っております。

先ほど役場のほうではどうかということでもありますけれども、いずれにしましても、手話を完全に習得しないと、正しい手話をしないと正しく伝わらないということは、これは議員もご存じのとおりと思えます。役場において、役場の窓口等ではどうかということもございますけれども、やはり役場は特に正確な意思を伝えてもらわなくてはいけないということで、役場で今そういったことで筆談が一番正しいんじゃないかなというふうに思っております。書けば書いたものは残りますので、そういったことで、手話では変な誤解を招いたり、間違ったり、これはある程度手話を習得した方でもそういったことはあり得ると思えますので、役場では筆談で対応していけば間違いなかなというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）教育長に求めますか。

教育長。

○教育長（曾我敏秀君）そうですね、以前は教育委員会も生涯学習の一環としてやった経緯もあったのかなというふうには思っていますが、先ほどお話の中にありましたように、社協のほうで手話サークル等活動をされているとい

うことであります。ただ、やっぱり時代が時代だけに、生涯学習の一環としても当然そういったグループというか、今、制度を設けていますので、社会教育の直営にしろ、あるいは住民主導型の生涯学習グループにしろ、また再度検討してみる必要はあるのかなというふうには思っております。

ただ、先ほど村長からもありましたように、どれだけそれが正確さが伝わるかという、非常に厳しいところもあるんじゃないかというふうに思います。今、女性セミナーを6回、7回開催しておりますが、その中では、やはり菊陽のほうから2人の手話通訳の方が毎回お見えでありまして、すごいことだなというふうに、こういった何かシステムがあるのかなという思いであります。研修等に行くときも随行されて来られますし、その辺もこちらとしても勉強しながら、こういったシステムがあるのか今後勉強していきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（坂梨公介君）田島議員、3回目、まとめてください。

○10番議員（田島敬一君）まとめですね。

○議長（坂梨公介君）はい。

○10番議員（田島敬一君）教育長が答弁なされましたように、これから広く手話を学んでいくとするならば、やはり手話ができる人を養成ないしは、できるなら雇ってでも普及、対応していくのがよいのではないかというふうに私は思っています。

残り少なくなりましたけれども、次、3番目に移りたいと思います。

オスプレイの村内飛行についてということで、先日、私はたまたま熊本飛行場の裏側の道を通りがかりましたところ、たくさんの車が眺めておりましたので、私も見ますと、そこにオスプレイがおりました。そして、その離陸するところを見ましたけれども、そのときは風の方向がたまたま西風だったために、ほかの旅客機も皆、西に向かって離陸するし、着陸すると。そういった流れに沿ってオスプレイも西に向かって飛び立ちましたけれども、これは同じ滑走路を使うということで、もし風の向きが東向きだったら西原村の方向に向かって飛んだはずだと思います。

そうなりますと、オスプレイというのは大変事故の確率が高いと。MV-22ということで、先般もイスラム国に対してアメリカ軍が攻撃をするときに船から飛び立った途端にバランスを崩して落下するというようなことがありました。やはり危険防止ということは十分に情報収集しながら考えていかなくてはならないと思いますけれども、その辺どうお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）オスプレイの件でございますけれども、日米共同訓練のほうで、12月1日から12日までの12日間、大野原演習場及び高遊原分屯地で行われております。

オスプレイが参加する国内におけるアメリカ海兵隊との実動訓練ということで、九州で初めて実施をされているところでございます。オスプレイが参加する国内の実動訓練といたしましては、昨年度、中部方面のほうで実施をされておるということで、2度目かなと思います。

今回の日米共同訓練等につきましては、熊本県と関係町村であります山都町、益城町、菊陽町、大津町のほうで防衛大臣のほうに確認及び要望をいたしております。その中で、県民の不安が完全に払拭されていないオスプレイの安全性について、国がオスプレイを安全と判断した根拠について示してもらいたい。また、オスプレイの騒音、振動の程度と県民生活への影響の有無について示してくださいというようなことで求めているところであります。

これにつきまして、九州防衛局のほうの回答としましては、日本政府は、オスプレイの飛行運用に際して地元の方への配慮が大前提ということで、その中で、一昨年、オスプレイが沖縄のほうに配備をされまして、それに先立ちまして、外国における2件の事故が発生しているということで、航空安全や事故調査の専門家チームを立ち上げまして、オスプレイの安全性に係る確認を行っておられるところであります。

その結果、両事故の原因検証等からも機体の安全性には特段に問題はなく、ほかの航空機と比べて特に危険と考える根拠は見出せなかったというようなことでございます。また、人的要因による操縦ミス等につきましては、今後も日米合同委員会のほうで十分に再発防止対策をとっていくということで、日本政府としましては、地域住民に十分な配慮がなされ、最大限の安全対策がとられることを両国間で合意しているということです。

そういうことを総合的に勘案しまして、日本政府としては、我が国におけるオスプレイの運用については、安全性は十分に確認されているという考えでございます。

また、騒音、振動につきましては、地元の懸念や不安があることを十分考慮いたしまして、訓練の実施に際しましては、陸上自衛隊の航空機が通常運航する際と同様に努め、早朝、夜間の飛行を避けて、経路や高度を考慮し、騒音の低減に努めているというようなことでございました。

また、オスプレイの飛行ルート等につきましては、日米共同訓練につきましては、九州防衛局から熊本県、それから熊本市、それから先ほど申しました4町、それとそのほかに御船町と西原村のほうに、共同訓練内容と翌日の行動予定を随時報告いただいているところでございます。オスプレイの情報につきましても、12月6日に沖縄のほうから高遊原分屯地のほうに飛来してきております。

また、午後には岩国のほうへ向かって離陸をしているという情報もいただいておりますし、7日のオスプレイの訓練でありましたり、8日の県知事が体験搭乗されました機上研修等につきましても、随時周知をしていただい



いるところでございます。ただ、飛行ルートにつきましては示されていないというのが現状でございます。

熊日のほうでもオスプレイが熊本へ飛行したことについては大きく報道されております。日米訓練への抵抗感が薄れ、安全保障への意識の変化がということで大きく報道されているところございまして、村としましては、今回、危険防止体制については特段とっておりません。以上でございます。

○議長(坂梨公介君)時間が……

○10番議員(田島敬一君)まとめますか。

○議長(坂梨公介君)まとめてください。

○10番議員(田島敬一君)まとめます。

西原村には、いろいろ情報は来ているということでございます。

しかしながら、滑走路の状態を私が目で見まして、風向き次第で西原村の方角に向けて飛び立つということも十分考えられると思いました。ですから、山都町、県、菊陽、益城などで要望されたということですが、西原村も該当町村ということで、ぜひ積極的に村民の安全ということで申し入れを働きかけていただきたいと申し添えまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(坂梨公介君)受領番号2番、3番議員、村上貞廣君。件数1件、発言を許します。

(3番議員 村上貞廣君 登壇 質問)

○3番議員(村上貞廣君)3番議員の村上です。

まずもって、一般質問の方向転換といいますか、以前、立ち話だったんですけれども、日置村長に対して私はもう一般質問はしませんというようなことを申し添えたというふうに自分の中では記憶しておりますが、方向転換をごろっとしまして、今から先、どんどん一般質問をしていきたいというふうに思います。

今回は、これは分けても全然構わなかったんですけれども、村の危機管理体制及び危機管理についてということで、2点ほどここに質問をさせていただきます。本来は、方向的に危機管理体制ということで質問するんだとしたら、これと別個なことも結構幾つかありましたんですけれども、とりあえず地元の消防団からの意見というようなことが耳に入ってきましたので、これについて、消防の体制、それからもう一つが、ここに書いております2番のいわゆる入札業務に関する事柄について、まず質問します。

答弁が3回までと。前回はちょっと不完全燃焼に終わりましたので、今回は村長に対して1項目に1点、2項目に1点で、私が最後にまとめたいというふうに思っておりますので、その点よろしくお願ひします。

まず、ここに書いてありますように消防の広域化政策と申しますか、今年の4月1日で西原村は消防事務を熊本市に委託したということで、そのこと

によって署員の方の配属も多くなり、体制が24時間体制と。しかも、救急車のみでしたんですが、消防車も配属されて火災の24時間体制ということが確立されたということは、常々、村長がメリットのところを強調されているということで、以前の広域合併の段階で県から広域合併による説明に来られたときに、デメリットはないんですかということも再三お聞きしたというふうに私は記憶しておりますが、デメリットについては余り語られなかったというふうに認識をしております。

直近でいいますと、ここに書いてありますように、先月の6日、正直、時間を申しますと11月6日午前0時56分ごろ、たまたまこのときには、テレビをつけて寝るという悪いくせがあります。防災行政無線のけたたましいサイレンが鳴ったのが、テレビがついていますので、当然画面に時刻が表示されるようにしておりますから、そのときには1時02分でした、防災行政無線のコールは。ここに書いてありますように、役場の防災行政無線は5分からないし6分おくれて、第1回目は布田地区というふうに放送されております。それから、2回目に訂正、変更がなされて、高遊地区ということで放送がなされております。

以前は、いわゆる3月31日までは、火災発生の場合には消防署と同時に役場にも即情報が入っておったというふうに自分のときには記憶しております。西原村のホームページの安全・安心という欄をクリックすると消防が出てきます。消防のところに火災通報の欄があります。これは、一般の方が通報する場合のこういう事例ですよというふうに書いてあるわけですが、その中では、どこどこ地区の〇〇さんのところが火災ですよというふうに通報しなさいよと、これはマニュアル的ですが、そういうふうに記入してあります。

そこで、当然当直の業務体制というのは十分理解しているつもりですが、以前は、3月31日までは、役場に通報があった場合には、もうちょっと懇切丁寧に、どこどこ地区の誰々さんところが火事ですよというふうな放送がなされていたんじゃないかなというふうに自分は記憶をしております。

今年4月1日以降、事務委託以降、西原村に関して、これは直近の11月6日までですけれども、5月4日、布田地区、これが前後しますが、メールとして消防団に配信されているというふうに理解しておりますが、5月4日7時58分、西原村布田付近で火災と紛らわしい煙があるとの通報で消防車が出動していますというメールが団員のほうにも入ってきていると。

それから5月11日、これは建物火災です、鳥子地区ですが。西原村鳥子付近で建物火災との通報により消防車が出動していますというふうなメールが入ってきております。それから8月19日、これは布田です。リサイクルセンターの火事です。これは8月19日の7時30分、同じような建物火災との通報で消防車が出動しておりますと。それから10月24日、これは小森、それとさつき言いました11月6日、こういうふうで、事務委託以降、西原村で5件の

火災通報が出て、最寄りの消防署より消防車が出動しているというふうになっております。

そこで、1つ訂正がございますが、確認等々というふうになっておりますが、「また、今回は市消防局から近隣の消防署より5台程の消防車が出動し」と、質問事項ではそういうふうに書いておりますが、これは私の勘違いでございます、これは同じ布田地区で、後で確認しましたところ、8月19日の件で記載しております。前回は8月6日の日の火災の通報による消防車は確かに出動していますが、フライパンによる、ぼやと言うといけませんけれども、そういうことで、消防団は行っても余り何もすることもなかったというふうに思っております。

そこで、ちょっと前後しますが、役場の当直の管理体制、いわゆる広域化による事務委託によって、どういうふうに役場に通報があっているのか。それと、それを聞いた宿直の担当はどういう形で放送しているのか。いわゆる確認等をして、一方は、村のホームページの消防のところをクリックすると、通報ではどこどこ地区のどこどこさんの家において火災が発生しておりますというふうな通報をしてくださというふうに役場のホームページには載っておりますが、何か以前のほうがもっと丁寧じゃなかったかなというふうにも思っております。

それと、今回もう一件大事なところがありまして、事務委託により、近隣、ここでいうならば、もとの高遊原南消防署、それから戸島、西原村に出動するには、そこが一番近いのかなと。そうなったときに、消防署の消防車、当然、自衛の消防団の消防の意義というのは十分にわかります。もう第一線で即出動して、特に建物火災の場合には、恐らく全分団、全班、出動要請があると思いますので、それはやっていると思いますが、前回8月19日の高遊のリサイクルセンターの火災時に、ここに書いてありますように近隣の消防署から消防車が5台ほど出ておって、早く出動して早く現場に着いた団員はそうじゃないかと思われまけれども、自分たちみたいな下あげ、あるいは上あげ、あるいは宮山地区、あるいは鳥子地区、そういうところの消防団員さんは、行ったときに何にも俺らにはすることもなかったもんねと言って、ほとんど何にもしとらんばいというような意見が地元の消防団のほうから聞かれました。

そこで、こういう出動も、消防署より消防車がそうやって出動した場合に、ここに書いていますように、地区によっては頭を下げて何とかお願いしなすと言って団員の確保をしている分団あるいは班が、特に山間部については見受けられるんじゃないかなと。下あげの例をとって言いますと、もともとは7分団第4班までありました。猿帰、南原班が抜け、灰床班が抜け、今7分団は1班と2班、瓜生迫班と小野班しかございません。

当然、人口増加、あるいは一部の地域を除いては団員の確保も容易にでき

るところもあるかと思いますが、今言いましたように、なかなか確保が困難あるいは厳しい地区、あるいは分団、班については、この事務委託を機会に、消防の分団あるいは班の再編成が今考えられるんじゃないかなということで、まず1点そこでお尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えさせていただきます。

村の危機管理体制及び危機管理についてというご質問でございます。

危機管理ということで、大変重要なことでございます。本当にありがたい質問というふうに受けとめております。しかも、詳しく質問の要旨を書きいただきまして、私どもも丁寧にお答えをさせていただきます。

そこで、個別の質問事項にお答えする前に、まず、この質問の大きなくくりの項目であります危機管理につきまして、危機管理の基本的な考え方、そして危機管理の対応についてお話をさせていただきます。

ご承知のように、私どもの村におきましては、布田川・日奈久断層が東西に伸びております。また、去る平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、世界でも類を見ない地震、津波、原子力発電所事故という、広域でしかも複合的な災害となり、東北の沿岸部は壊滅的な状態となったところでございます。今年度も11月22日、長野県北部で震度6弱を観測した地震で、住宅100棟が損壊する大きな災害が発生をしております。いかなる危機管理体制を講じても予測、予防はできなかったと言われております。このように災害というものは突発的で一瞬のうちにやってくる。

そこで、そもそも危機管理は何かということで調べてみましたが、大地震などの自然災害や不測の事態に迅速かつ的確に対処できるよう事前に準備しておく施策であり、また直面する危機に対して、組織の意思決定者や紛争の当事者が、その手段を行使することであるとされております。

この危機管理の対象事案としては、自然災害であります地震、火山噴火、大規模風水害、また武力攻撃のテロ対策、そして感染症や食の安全にかかわる健康管理、そのほかにも個人情報や機密情報漏えいなど、情報、セキュリティなどなど数多くあります。このようにさまざまな危機管理がありますが、私どもの西原村におきましては、先日の提案理由の説明の中で申し上げましたが、今年度は宗教絡みの問題で明け暮れた1年でありました。この宗教絡みの問題は、まさしく西原村にとりまして、その危機管理能力が問われるものであると認識しております。

この問題の発端は、ご承知のとおり、日本一の自然公園を建設するという事で公共育成牧場跡地を有限会社駒城に貸し付けているにもかかわらず、半ば強引に売却してほしいと多方面から威圧的な要求がなされたことであります。

そこで、この案件を題材とした危機管理についてお話をさせていただきますが、冒頭に申し上げましたように、危機管理に当たっては、ある事態が発生したとき、そのことが今後どのような影響を及ぼすのか。こうしたことに対して、いろいろな面から情報を収集し、意見を聞き、検討した上で、あらかじめその影響を予見し、予知することが、まず先決であると言われております。いわゆる危機管理における第1段階の対応であります。

次に、この事態が具体的な動き、危機に発展したとき、これにどう対処すればいいのかということになります。それは先ほど申しましたように、危機に関する手段の行使であります。危機管理における第2段階の対応であります。

こうした視点から、本村にとりまして最大の危機でありました公共育成牧場跡地の売却要求問題に対しましては、私がまずとりました行動は、議会において全員協議会を開催していただき、この案件を説明し、事柄の是非について意見を求めることであります。この中で、大多数の議員から、この開発構想の実現性を疑問視する声や、祠の建立の計画が含まれていることから新興宗教的な要素があるということで、強い不信感と不安視する発言が数多く出されたところであります。その後、この案件を河原地区の区長さん方に報告した際も、大変厳しい反対の声が続出したところであります。

こうしたことを踏まえまして、組織の意思決定者である村長としては、この売却の要求を受け入れた場合には、西原村の発展が阻害され、そして村の将来を危うくするおそれがあると判断いたしまして、この売却要求に対して村を挙げて断固反対しなければならないと決断したところであります。

まさしく先ほど申し上げましたように危機管理における第1段階、いわゆる予見・予知に基づく水際の対応であります。もし私がこの売却要求に応じたと考えますと身も凍る思いがいたします。村長の職を辞すとか、そういったことでは済まされない事態であったという思いであります。

こうした流れの中で、村上議員は、この開発構想を推進しようということで、開発資金は十分にあるという証しを見せるため、新興宗教団体寶珠宗寶珠会の本源である開俊久氏の預金の残高証明と開発構想図を私のところに持参されてきたところであります。そのとき、私は既にいろいろと情報を入手しておりまして、この開氏がどんな人物であるか、また過去の経歴なども把握しておりました。しかも、この話が進められる時点で、一方では、この売却要求と並行して既に灰床地区の山林買収が着々と始まっていたところであります。

こうしたことから、私は、これはまさしく村を揺るがす最大の危機的状態であり、過去に村が経験したことのない村の一大事であると考え、住民集会で強く訴えてまいりました。日本一の自然公園建設という夢のような話で、先ほど申し上げましたように村上議員が私のところに持ってこられた開発構

想の図面には、祠もあり、誰が見ても宗教色が強いと疑うのは、私ばかりではなかったと思います。

先ほども申し上げましたが、あの時点で断固として阻止するという私どもの決断は、危機管理における対応として最善のものであったと思っております。あのとき、この開発構想の推進に深く関与された村上議員さんは、どのようなお気持ちで開氏の残高証明や開発構想の図面を私のところに持参され、話を進めに来られたのか、その際、今回、村上議員ご自身が質問されている村を守るための危機管理の認識は持っておられたのかどうか。また、今現在においても、河原地区の活性化のために必要な開発事業であり、推進すべきであったというお気持ちであられるのか。私には反問権はありませんが、もしよかったら後でお話をいただけたらありがたいと思ってしております。

また、危機管理における第2段階の危機に対する手段の行使という点から申し上げますと、この土地売却要求、そして開発問題につきましては、執行部、議会、そして住民の皆様、いわゆる三位一体の取り組み、さらには県との連携によりまして、現在、一応の収束が見られたところであります。こうした状況に至りましたことは、るる申し上げましたように的確な危機管理が講じてきた結果であると思ってしております。

しかしながら、灰床地区の約13haの土地は開氏所有のままであり、しかも現在においても土地の買収が行われており、今後、村にとって好ましくない開発がなされるおそれもあり、油断はできないところであります。こうしたことから、今後とも注意深く監視を続けるなど万全の対応を続けていく必要があると思ってしております。

なお、今回の事態に対応して村が講じた危機管理は、今後、村のあらゆる面における危機管理にとって、ある意味手本とも言えるものであると思ってしております。このことを念頭に置いて、さらなる危機管理体制の充実を図っていかねばならないと考えているところであります。

村上議員におかれましても、西原村の危機管理の充実のために、今後ともご尽力をいただきたいと思ってしております。

危機管理につきまして、私の考え方、取り組み、方針は以上であります。

それでは、これから個別の事項につきまして答弁をさせていただきます。

まず、火災の際の緊急体制と熊本市消防局の連携のあり方について、次に、消防団の分団、班の再編についてでございます。

最後の指名停止と措置については、指名停止委員会の長は副村長となっておりますので、最後の質問は副村長から答弁をさせます。

大事な質問で前置きが長くなって申し訳ございませんけれども、お問いについてお答えいたします。

村上議員もご承知のとおり、平成26年4月から熊本市へ消防事務の委託を行っているところであります。この消防事務委託により、西原出張所におい

て、これまでの救急車のための8時間体制から、ポンプ車、高規格救急車を配備し、乗りかえ運営による24時間体制に移行されております。

広域化の効果といたしましては、119番通報から、高機能指令管制システムにより、災害現場に最も近い署所及び車両に対する出場命令、直近出動体制を行うことで、出場から現場到着までの時間短縮が図られているところであります。また、初動における出場車両の増加、これにつきましては、住宅火災の場合は、これまでの高遊原南消防本部のときは出場体は2隊を基本としておりましたが、広域化後は指揮車を含め7隊が直近より出場いたしております。4月以後、先ほど5件と村上議員も申されましたけれども、本当の火災は村内で3件住宅火災が発生ということで、消防署からの出場がっております。

5月11日に発生しました小園地区の火災について説明いたします。

1階倉庫にあった保冷库付近から出火で、2階住宅部分の一部が燃えております。消防署からの連絡は、〇〇さん宅ということで番地を言われましたが、119番通報の際、GPSで検索した情報が若干ずれていたこと、防災無線の放送で集落名の放送が行われなかったこと、夜間の火災で炎も煙も上がっていなかったことで、消防団が火災場所の特定に時間がかかったことから、特に夜間の火災の場合は正確な場所の把握と周知が必要であり、村の消防幹部会議に益城・西原消防署の署長にも出席してもらい、今後の熊本市消防局情報指令からの連絡の方法、防災無線の放送の確認を行ったところであります。その中で、住宅火災は特に緊急を要しますので、火元であることを正確に周知するため、どこどこ集落の〇〇さん宅において住宅火災発生と放送を行うよう、役場職員に周知と徹底を行ったところであります。

8月19日の高遊地区のリサイクルショップの火災におきましては、1階東側にある配電盤付近から出火、壁を伝い2階、3階部分の一部を焼失しております。消防局の第一報を受けた際は、配電盤付近から炎が上がっているとの119番通報があり、消防車が出動しているのでお知らせしておきますという内容でありました。職員で現場確認を行ったところ、炎が上がっていたため、防災無線にて消防団出動を要請いたしました。翌日に開催された益城・西原地区消防運営協議会幹事会において、この内容を報告し、今後は建物火災であれば建物火災とはっきり第一報で伝えてもらうよう要請をいたしております。翌21日には、熊本市消防局管理課から、今後は明確な情報を伝えるよう情報指令課と申し合わせを行ったとの旨の連絡をもらっております。

村上議員の質問にあります11月6日の高遊地区のビル火災におきましては、隣人からの通報で、消防局から第3山下ビルで建物火災発生との連絡があり、防災無線で全分団へ出場要請を行っております。住民の方は、鍋に火をかけ、コンビニに買い物に行き、1時間ほど不在であったとのことで、消防署が到着時に帰宅されています。被害はなく、消防署も火災出動ではなく警戒出動

として処理するとのことであります。

消防局から通報を受けた際は、当直職員も正確な場所の周知が必要であることはわかっているところでありますが、山下ビルは幾つかあり、火災発生場所の把握が困難であり、ゼンリン等で調べては時間がかかると判断し、布田地区の第3ビルでということで防災無線放送をしたところであります。今回の事件につきましても、11月20日開催の消防署管内団長等会議におきまして、消防局からの第一報の際には、できる範囲で地図上で近くの日印等を教えてもらうよう要請したところであります。

今後は、防災無線放送時に正確な場所の把握ができない場合は、移動系無線等で消防団への周知を徹底する等取り組みをしていかねばならないと思っております。

村上議員の質問の中で、近隣の消防署から5台ほどの消防車が出動し、出動した消防団員は、何もすることがない団員が多数見受けられたと聞いたとありますが、今回の火災は、先ほど申し上げましたが、幸いにも被害がなく、消火活動を行わなくて済んだものであり、団長以下138名の消防団が出場しておりますが、逆に何もしなくて済んだと喜んでおります。

火災発生時には、消防団が先に火災現場に到着すれば、当然消火活動を行うわけですが、消防署が到着した時点で、熊本市消防局の指揮下のもとでの消防団としての活動を行うこととなります。しかし、それぞれの地域の水利等を熟知している消防団の任務は、広域化する前と何ら変わるものではなく、全国各地で発生している災害等を見たとき、山林火災、風水害、土砂災害、人捜しなど、住民の方々の消防団への期待と信頼は大きなものと思っております。熊本市消防局と村の消防団とは常に連携をとりながら、村民の生命、財産を守るため頑張っているところであります。

消防事務委託を機会に消防再編に取り組む考えはないかというご質問ですが、消防再編につきましては以前からお話があります。平成23年第1回定例会におきまして、林田議員から消防団の見直しについて質問があります。確かに上あげ地区などは若い団員が少なく、平均年齢もかなり高くなってきております。下あげ地区においては、灰床・猿俣地区を小野班と瓜生迫班でカバーしている現状であります。

確かに消防再編を行えば若い団員の多い地区がカバーすることはできると思いますが、その分団の負担はかなり大きくなってくると思われます。逆に、カバーしてもらえるところは、早く退団してしまい、団員の確保がさらに厳しくなるものと思っております。林田議員が一般質問をされたときにも答弁をしましたが、消防団は地域に住んでいるから、それぞれの家でどういう方が住んでおられるか把握できるというふうに思っております。極端に申しますならば、あそこの体の不自由な誰々さんはどの部屋に住んでいるということまでわかると思っております。その集落を守るには、そこに住んでいる消防団で



なければできないことが多くあるのではないかと思います。消防団は、その地域の人たちによって育てられ、その地域消防団によって守られるというふうに思っております。

また、山林火災等では、貴重な財産を守るため、迅速な消防活動が求められます。そのためには消防団の数が求められます。現役の消防団は、次の世代では守られる住民にもなります。お互い助け合うのは地域の消防団であると確信をしております。

今後も消防団幹部会議等で災害の課題等については協議を重ね、村民の皆様が安心して暮らせる村づくりに努めていきたいというふうに思います。

少し長くなりましたけれども、以上でございます。

○議長（坂梨公介君）村上議員、2回目。

○3番議員（村上貞廣君）時間も熱弁でかなりとられまして、もうほぼなくなってまいりました。

2点目ですが、2点目につきましては、もうここに書いてありますとおり、今年の11月9日に起きました上天草市でのコンサルタント、ここに書いてありますようにコンサルタントハマダ及び熊本総合技術コンサルタント、この社長が、こっちはもう贈賄で対応されたというふうに書いております。相手方もちゃんと報道もなされております。

そこで、ここに書いてありますように、熊本県のみが指名停止の処分を行っておると、これは熊日の11月12日の記事に出ております。当然、こういうことがあった場合に、各市町村もこういうふうな県に見習った措置をとるべきじゃないか。うちの条例でもそういうふうになっていまして、指名停止措置の根拠ということで、ここに書いてありますように西原村工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領、別表第2第2号、別表第2の2号というのが、いわゆる代表取締役、それから一般の役員、それから使用者、いわゆる従業員さん等が公共機関、地方公共団体、国、公社及び公団の職員に対して行った贈賄の容疑で逮捕され、また、その逮捕を経ないで公訴を提起されたときと、これは措置要領ですけれども、こういうふうに掲げてあります。

端的に申しますと、下にぼっちで3つ書いております。コンサルタントハマダ及び熊本総合技術コンサルタントについて、指名願は出されているのかと、それからもし出されていた場合に、この要領に基づいて既にもう指名停止はされたのか、またはされるのか。もしそれがされない場合は、いかなる理由であってされないのかということのこの3点を的確、明確にお答えください。

○議長（坂梨公介君）坂本副村長。

○副村長（坂本 武君）2点お尋ねでございます。

まず、1点の指名願は提出されているのかということでございますが、平成25年4月23日付で両者から指名願が提出をされております。

それから、2点目の指名停止の措置をとられたのかどうかということでございますけれども、これにつきましては、既に指名停止の措置を決定し、去る12月1日付で両者に対して指名停止通知を送付いたしたところでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）じゃ、もう時間もありませんので、短くまとめます。

1点目の質問で、村長が上の寶珠宗寶珠会についてるる答弁されました。自分について、ここで弁解も申しません。今は本当にすばらしい措置だったというふうに私も同感であります。言い分はいっぱいありますが、なぜ、じゃ、あれを持ってこいと言われたのは、私が進んで持ってきますとこちらから言った覚えもありません。これを持ってきてくれと言われたから、もうちょっと詳細な設計図面、あるいはそれを提出しなさいと言ったから、私はそれに従って提出しただけであります。

2点申し上げましたんですが、このコンサルタントについては、既にもう明快な答えが出ておるということでありますが、消防の再編等につきましては、さっき言われましたように林田議員が23年に質問されて、地元の消防というのが、村長が申されますのはわかります。長野県の白馬村、今度地震がありまして、そこで一人の犠牲者も出さずに全員の命が助かったと。これは確かに地元の人たちの消防の力もあるかと思いますが、住んでおられる人たちの連携がすごかったというふうに報道されております。

ですから、少ない団員で広域をカバーしろということは、かなり厳しいです。厳しいですけれども、地元に残っておる、私ももちろん消防団OBでありまして、当然何かあったときには駆けつけます。ただし、火災の場合には地元の消防団がおるから、それは甘えて見守っている程度でございますが、事消防か何かがあったときには、年末警戒から顔をずっと出しておりますので、できるならば地区の消防の実情というのを十分ご理解され、今後この再編に向けて検討を重ねてもらいたいというふうに思いまして、質問を終わります。以上です。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前11時28分）

（午前11時40分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、2番議員、中西義信君。件数2件、発言を許します。

（2番議員 中西義信君 登壇 質問）

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。質問を始めたいと思います。

今回は、主に情報のあり方について伺いたいと思っています。

まずは、9月の議会の審議の際も質問した子育て支援、子育てひろばにつ

いてです。

いつ子育てひろばを知ったかといいますと、今年の1月の定例会の後、ゆうすいを作成する際、何気なく我が家で自習といいますか、村のホームページを見て、過去のゆうすいを見ようと思って画面を下げましたところ、今まではただ画面を見るだけだったんですけれども、横に子育てとか教育とかがありまして、何気なくクリックをしたところに子育て云々とありまして、そこから辺からちょっと興味を持ちまして、ゆうすいをつくる先輩議員たちに伺いましたところ、実はこうだよと。あるというのを事務局長からも聞きまして、結果的にその定例会後のゆうすいを作成する際、「職場からこんにちは」がまだ決まっていなかったもので、結果的にそこを、じゃ、やろうかという話になりまして、掲載になりました。

皆さんとの会話において、何であのセンター、子育てひろばができたとか、経緯や位置づけというのは、そのころ何となく理解をしました。今の制度といいますか、医療費はかさみますけれども、中学校まで無料化になっていますし、保育園も新設でき、待機児童もほぼ解消と。バックアップ体制としては、村はすばらしいことをやっているのではないかと考えています。安心して子育てができるのかと思います。

子育てひろばにも年々遊びに来られる方が増えているそうです。若いお母さん方にとっては、よい憩いの場だと思っています。予算の増額も希望しますが、私自身この件に関して質問しながら、何が足りないとか、何が欲しいとか、まだまだ手探りの状態でやっています。一番の思いは、皆さんと同じ、この村で元気に丈夫に子どもに育ててもらいたいと思っているからです。

ただ、何で今回取り上げましたかという、現実に、残念ながら中学校や小学校でなかなか学校になじめない、クラスになじめない子が結構います。教育委員会や教育委員と先生方、心の相談室、本当に真摯に一生懸命取り組んでおられます。私が思うのは、完璧に全員とはいきませんが、ほとんどの子どもたちにクラスや学校でよい思い出をいっぱいつくってもらって、もちろん部活も、義務教育を満喫して、元気にここを巣立って、将来この村を背負ってもらいたいというサイクルを思っているからです。

国の管轄の違いで、保育園までかかわるのは住民課で、義務教育は教育委員会と、すみ分けはされていますけれども、今、現在の学校の現状を考えると、思いやりや取り組みを共有してやるべきではないかと考えて質問しています。

もともとご家庭が一番ではありますけれども、言葉は悪いですが、ひろばに遊びに来られるお母さん方に、遊びの中で上手にうまく、教育長が常々言われる食育とかをいつの間にか理解していただき、見につけていただければ、健康に育っていただく体だけではなく、心も一緒になっていくと思

っております。

全部が全部それがうまくいって、全ていろんな学校等のいざこざが減っていくわけではありませんけれども、あわせて医療費も減っていく可能性があります。抑制につながると思います。要は、食育だけをしなければだめではなくて、住民課も学校の実態等を理解しながら、子育てひろば等、子育て支援等に取り組んでもらいたいと思っているからです。それは第5次計画のたしか61ページにもきちんとうたってあります。

いかがでしょうか、村長。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）中西議員の質問にお答えさせていただきます。

子育て支援センター（ひろば）の活用についてということでございます。

子育てひろばとしての位置づけと思うが、食育を織り込む考えはないかということでございます。中西議員は子育て支援センターについてはご存じと思いますが、少しだけ説明をさせていただきます。

地域子育て支援拠点事業とは、地域子育て支援拠点は、親同士の出会いと交流の場であり、子どもたちが自由に遊び、かかわり合う場でもあります。親は親で支え合い、子どもは子どもで育み合い、地域の人たちが親子を温かく見守ることが、子育て・子育てにおいては必要不可欠な経験となります。すなわち、地域子育て支援拠点は、親子、家庭、地域社会の交わりをつくり出す場でもあります。

現代社会では、親同士が日常的に交流できる近隣関係や子ども同士が群れて遊べるような場を生み出すことは難しくなってきました。育児不安や孤立した子育てが問題となる中、親子が他者と出会い、交流できる仕組みを意図的に再生することが求められています。地域子育て支援拠点には、子ども同士、親同士、さらには地域のさまざまな人たちと子育て家庭をつなぐかけ橋としての働きが期待をされます。

その中で、質問でありますけれども、順序は前後するかと思いますけれども、今までのお尋ねについてお答えをいたしますと、学校、教育委員会と思いやり取り組みを共有すべきということもお尋ねがあったと思いますが、その指摘につきましては、まさにそのとおりでございます。子育て支援センターにおいても教育委員会と連携しながら事業を進めています。具体的には、教育委員会主催による講座や体験活動を年に3回ほど開催いただき、それらの活動を通じて、子どもの健全な育成や保護者の方々への親としての学びなどの一助となっております。今後も連携を深め、事業を進めていきたいと思っております。

それから、子育てひろばの位置づけと思うが食育を織り込む考え方はないかということもお尋ねがあったと思いますが、乳幼児及び乳幼児を育ててい

る保護者に対する食育は重要であります。これまでも県栄養士会による講習会やアレルギー対応食等の講習を実施しておりますが、今後は役場保健師ともさらに連携し、議員が申されますように子育て支援センターにおける食育をさらに充実させていきたいと考えております。

また、体験活動などを通じ、親子のつながりを深め、家庭での問題解決能力の向上や確かな親子関係づくりを支援するとともに、幼児同士で遊べるなどを通じてのお友達との距離間や人間関係の基本についても学べる場となるよう取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、現在、小学校において、なじめない児童生徒が散見される。遊びの中でうまく幼い時期から食育に接すれば減少するのではと考える、という質問でありますけれども、小中学校において、周りにうまくなじめない児童生徒について、それぞれ個別の要因が考えられますが、子育て支援センターでは、各種の体験活動を通じて、親子のつながりを深め、問題解決能力の向上や確かな親子関係づくりを支援するとともに、幼児同士で遊び等を通じてのお友達との距離間や人間関係の基本についても学べる場となるよう取り組みを行っております。今後さらに、にしはら保育園、阿蘇こうのとり保育園との交流を図るなど、乳幼児の健全な育成に努めていきたいと考えております。

また、児童福祉関係や療育機関とも連携し、さまざまな課題を有する幼児や保護者の支援を充実させていきたいとも考えております。

1点目、以上でございます。

○議長（坂梨公介君）2回目、中西議員。

○2番議員（中西義信君）真摯に一生懸命取り組んでいただくという言葉がいただいたことは、公の場でおっしゃっていただいたわけですので、うれしく思っています。

では、続きまして、先ほど言いましたひろばに対して、支援員さんがおられますけれども、人選とかは、どのような基準とか、決まりとか、何かあったのでは。どういったところで採用されているのかというのを伺いたいと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）人選でありますけれども、現在、主として勤務いただいている支援員が今2人で、お二人とも保育士の資格はお持ちでございます。ほかに、講習会や来場者が多いときなどは、臨時的に3名の方に勤務をいただいております。1名は保育士資格を持っておられます。1名は小学校の教員免許を持っておられます。もう一人は、ベビーシッター養成講座を受講済みで、現在、児童厚生員の資格取得のため、その方は今研修をなされております。

子育て支援センターの支援員として、必要人数を確保するために、明確な

資格、基準は設けておりませんが、できますならば保育士免許をお持ちの方で3年以上の保育園の勤務経験がある方が、住民課としては理想と考えております。中西議員のほうにも、そういう方がご存じありましたらご紹介いただければありがたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）3回目、まとめてください。

○2番議員（中西義信君）はい、わかりました。

3つ目になりますが、ちょっと予算の話です。その話もさることながら、今回この質問をするに当たって、住民課長さんとの会話もありましたが、先ほど言いました学校関係のなかなかなじめない子ども云々の人数、今、知っていますかという話をしたときに、なかなか全てを把握されていたわけではありません。そういうところから、今回、予算の話にしても一緒ですけども、思いを共有してやっていきたいというお話を村長のほうからもされましたので、そういったところを思いながらやっていただきたいと思っています。

お邪魔しましたことがありますけれども、パソコンもなければプリンターもないというような状況でやっておられますし、国からの助成金等の支援員さんたちの給与等以外は、そんなにお金がついているようでもないように思います。そして、一番思っているのは、お母さん方にどんどん遊びに来ていただいて、ひろばが重くなってもいけませんし、これまで同様に気楽さ気さくさが大事で、また保健師さんたちともよくしゃべっていただいて、本当にすくすく育っていく役目をやっていただくべきだと思っています。

若いお母さん方の大半は、スマートフォンですから、誰かが一人でも興味を持てば、芋づる式ではないですけども、広がっていくと思っています。確かに包括支援センターと今から取り組んでいく高齢者関係も大事ですけども、そもそもの入り口であります子育て支援を小さいところから本当に取り組んでやっていけば、もしかしたら、全てが全てではないと思いますけれども、中学校、小学校でそんなに違和感なく育っていける子どもが多くなると思っていますので、予算だけでも何とか頑張っていただきたいと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）パソコンもプリンターもないということでございますけれども、備品につきましては、役場に現在あるものの有効活用を図りながら、必要なものについては検討していきたいというふうに思います。

活動費についても、今後もさらに食育を初め家庭教育の一助となるよう講習会や体験活動を充実していきたいというふうに考えておりますので、平成27年度は所要額を検討した上、予算計上するならばというふうに思っておりますけれども、そう多く期待をなさらないでいただきたいというふうに思います。

子育て支援センターの趣旨につきましても、現在、村広報誌にお誘いのコ

一ナーを設けております。乳幼児の各種の健診時には子育て支援センターだよりを配布するなど取り組みを行っておりますが、ホームページのコーナーの充実や効果的な周知活動も今後またさらに進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○2番議員（中西義信君）ありがとうございました。

メディアの話をするといけないか思っておりますけれども、酒田市どこかだったですね。歯が、お医者さんの取り組みによって、虫歯率がほとんど少ない町とかいろいろあります。やっぱりやり方次第では、村独自でやればいい、住民課さん、教育委員会、次の質問にもあります企画課さんも含めて、みんなで取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

では、1つ目を終わります。

次にいきます。

村のホームページの件で、村のホームページがまだまだだと思ってお書きしましたところ、何ぞやと課長さんから質問がありまして、つくる側からだけではなくて、見る側からすると、本当に見やすいからは遠いなというのを実感したからです。

一昨年議員になりましたから、広報になりました、広報作成とかをするに当たって、やっぱり何でも勉強すべきだなと思って、ホームページもよくのぞきますが、最初は何も思いませんでしたけれども、よく思えば、もうちょっと何か欲しいなというのも思いました。

それで、まず現在のホームページのスタイルが23年に何かリニューアルと書いてありましたけれども、幾らぐらいかかったのかと日ごろは幾らぐらい要るかをまず質問します。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）ただいま中西議員からのお尋ねの件でありますけれども、西原村のホームページは平成12年4月から開設をしております。開設から10年を迎えた平成22年度にリニューアルを行っております。

このホームページ関係でございますが、ホームページ、広報関係は、企画商工課が担当しておりますので、この質問に際しまして、あとの質問は担当課長であります高本課長のほうからお答えさせます。

○議長（坂梨公介君）高本課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）おはようございます。

ただいまのご質問がありましたように、平成23年のリニューアルということございまして、22年にリニューアルを行っております。

経費につきましては、委託料といたしましてホームページのシステム料及び今まで使ってまいりました10年間のデータの移行料を含めまして、消費税込みの399万円かかっております。また、日ごろの運営費につきましては、常日ごろから役場職員での対応で賄っており、経費はかけておりません。以

上でございます。

○議長（坂梨公介君）中西議員、どうぞ。

○2番議員（中西義信君）では、2番目にいきます。

村のホームページから議会へたどり着くには、議会まで行くには、開いてからずっと下の方にスクロールして、町づくりのナンバー10にあります。先ほども言いましたけれども、なかなか慣れないことが多くて、事務局さんと質問しながら相談しながらいくことが多々ありまして、何とかホームページを変えるには、少しでも扱いたいなという気持ちがありまして、扱いたいなというより、見ていただきやすいようにしたいなという気持ちがありまして、事務局さんに相談申し上げたところ、前回の9月議会のとき、皆さんご存じかどうか知りませんが、写真を撮っていただきまして、議会を開くと今の議員の9月議会の写真が載っております。それを10月の初旬に入れ替えていただきました。

それから、はや2カ月、そのとき事務局にお願いしたのは、誰にも言わないでくれと言っておりましたら、誰か反応があるかなと思っておりましたけれども、どなたからも反応がありません。替えたことも気づかれません。会話がな。いかに人が見ないか。特に議会でありますから、見ないのが当たり前かと思っております。堅苦しいところですから。これではいけないと実感したもんです。やっぱり見たいと思わせる品物をつくるべきではないかと思っています。議員ですから、議員のところを見るのは、さほど苦痛ではないですけれども、なかなかほかの方々は、見たいような場所にほかの項目にしてもないのではないだろうかというのが、私の今回の始まりです。

ホームページの左側の緊急・災害情報と在宅医のところがありましたけれども、1カ月ほど前は、在宅医のところは動きませんでした。今は動くようになっております。やっぱり言ったからかなと思っております。

画面の左側の一番上に、目的ごととか出来事別とかあれば、クリックはすることはできますけれども、今の世の中、もうちょっと違う言葉で書くべきではないかと思っています。主幹産業の農業に関しても、何となく書いてあるという感じです。開けば分かります。余談ですけれども、村長と私の母校は「南園の匠」というホームページがありまして、農畜産物のPR販売もしています。ふるさと納税もそうです。関心がある方がおられるようなつくり方はできないかと思っています。確かに、今年は堀場さんのおかげで多なお金が入ってくるそうですけれども、堀場さんが、じゃ、なかったら、もどに戻るわけで、それでは何か寂しいと思います。

村の指針の第5次計画もホームページに発表当時はお知らせ欄で上のほうでNEWで載っておりましたけれども、今は隠れております。お知らせ欄の一覧を見るか、まちづくりに行って第3番の計画・財政・職員給与の項目を開くと第5次計画が出てきます。村の指針がどこにあるかわからないような



のは、ちょっと寂しいのかと思っています。

ところが、表紙の右側に西原ナビとか阿蘇ナビとか幾つかありますが、そういうものは簡単に開けます。例えば、広報西原に歴史探究とか学校の給食のメニューとか載っておりますけれども、そういうものは、特にメニューなんて、先ほどの1番目の質問にも関連しますけれども、ぱっぱと見れるところに出ておるならば、変わることも多々あるのではないかと思います。今の状態だったら、広報西原をクリックして画面を出さないと出てきません。別のコーナーをつくったほうがいいのではないかと思います。

言いたいのは、5次計画の村長のご挨拶にも、西原村に住んでみたい、このように思われる村づくりを進めてまいりますとありますし、ページ81には、各課に担当を配置し、管理を行っていますが、情報のおくれが目立っており等々が書いてあります。経費の関係もありますけれども、もう少し工夫する考えを望みますが、お答えください。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ホームページ等、また色々ございますけれども、先ほど村長が申されましたように、西原村のホームページにつきましては平成12年度に導入いたしております。当時といたしましては、インターネットをされる方は少なく、ホームページを開いても、動きに対して余り動作が不便さを感じはしてなかった。遅いという感じはなかったんですが、パソコンが普及し、インターネットの回線もかなり普及し始めまして、ホームページ自体に対してのアクセス件数もかなり多くなり、時間を要するようになり、不便さを感じてまいってきたところでもございました。村といたしましては、ホームページを見やすく、動作を軽くしたいということで、先ほど申し上げましたように10年を迎えました平成22年度にリニューアルをし、平成23年度に新たに開設しております。

西原村のホームページを開きますと、ご存じのように、「水と緑と光の村、西原村」というトップ画面が出てまいります。その画面のメニューバーに検索ボックスや目的別、出来事別などが表示されており、画面の下のほうには、先ほど申されました緊急・災害情報欄とお知らせNEWなどがあり、特段不便さがなく、パソコンを通常利用される方にはわかりやすいように配慮したと認識しております。

また、メニューバーをクリックしますと、左側に西原村の紹介、暮らしの情報、まちづくり、子育て支援、教育、行事カレンダー、西原広報、議会だよりなどなど、さまざまなサブメニューが一目でわかるようにしております。

さらに、ご存じのように西原村は平成24年、25年度に光ブロードバンド回線が接続できるように村内全域を網羅し、インターネット環境の整備を終わったところでもございます。西原村のホームページも、私が地元で見る限り、スムーズに快適さを感じているところでございます。先月1カ月間で約

3,100件を超える西原村に対しますホームページのアクセスがあり、1日平均で換算で100件を超えるアクセス件数となっております。

ただ、近年は、スマートフォンやタブレットなどの普及とともに、企業等のホームページ等は、それらスマートフォンなどで気軽に操作できるようリニューアル等が行われており、西原村のホームページとは若干の操作キーの配列が異なっているところもあります。

しかし、中西議員から、すぐ目立つ場所にはない、すぐ見られる場所がないなどと言われましたが、西原村のホームページが他の市町村のホームページと比較して、私個人としては、そのようには余り感じてはおりません。内容等の更新等につきましては、それぞれの業務の担当者が、ホームページの中身について、担当職員としての立場からホームページの更新を行っております。近年、住民からホームページの内容等について指導や苦情等はありません。今後も経費のかからない体制で更新を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

○2番議員（中西義信君）見やすいとかおっしゃいますけれども、他町を幾つか見ますと、メニューバーに大概暮らしや子育てとか地域のこととかが載っております。うちは違います。目的別とかそんな言葉で載っております。温かみを感じるかという、そこら辺はよくわかりづらいと思います。

何で今回質問を2つの項目に分けてしまったかと言うと、言いたいことはいっぱいありますものですから、やりとりが3回しかできませんので、分けてしたんですけれども、結果的には、言いたいのは、やっぱり子育て云々を本当に全ての課が共有してやっているかという感覚で質問しています。

しかしながら、先ほど村長が共有してやってくとおっしゃいましたので、今後、期待しています。子育てひろばとか、開設してあるわけですから、側面からの応援が、それぞれの課もやっていいと思っています。ホームページも一緒です。

やっぱり結果的に、何回も言いますけれども、子どもの心の問題だけでなく医療費の抑制にまで、医療費が上がるのはわかっておりますけれども、鈍るのであれば、そのほうがいいと思っています。地味で、大変で、今日明日すぐわかる話ではありません。やっぱり2年後、3年度になる話だと思っていますけれども、何とぞそこらあたりには、ほかの課のことも学校のことも気にされて取り組んでいただきたいと思っています。

迅速にするとか、一生懸命すると書いてありますけれども、残念ながら5次計画には、各課に担当を戻し、情報のおくれが目立っておると書いてありますので、そこら辺を再度自覚しながら、企画課長には返事をお願いしたいと思っています。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

- 企画商工課長（高本孝嗣君）先ほど申しましたけれども、それぞれの担当課が業務内容等を住民の皆様に理解しやすいように更新しているところですが、西原村をもっともっと知りたい、調べたい。また、西原村の農産物やふるさと納税等の掲載等、特に議員がおっしゃっている子育て支援、教育問題等の中身の詳細まで、各関係団体と一緒に取り組む内容の充実及び敏速な対応については、今後、それぞれ担当課とさらなる協議を進め、ホームページ内に特別コーナーなどを設けるなど工夫を重ね、より一層快適なホームページを目指し、住民から親しまれるようなホームページとして更新していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。
- 2番議員（中西義信君）では、最後に言葉だけで終わらないようお願いしまして、終わります。
- 議長（坂梨公介君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。  
本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）
- 議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は明日12日午前10時より、議事日程第3号のとおり行います。  
本日はこれをもって散会します。

午後 0時12分 散 会

第 3 号 (12月12日)

## 平成26年第4回西原村議会定例会会議録

平成26年12月12日、平成26年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成26年12月12日(金曜日) 議事日程第3号

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 承認第 6号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第6号)平成26年度西原村一般会計補正予算(第4号)について」 |
| 日程第 2 | 承認第 7号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第7号)平成26年度西原村一般会計補正予算(第5号)について」 |
| 日程第 3 | 議案第38号 | 西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第 4 | 議案第39号 | 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 日程第 5 | 議案第40号 | 西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について                      |
| 日程第 6 | 議案第41号 | 平成26年度西原村一般会計補正予算(第6号)について                        |
| 日程第 7 | 議案第42号 | 平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について                  |
| 日程第 8 | 議案第43号 | 平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号)について                    |
| 日程第 9 | 議案第44号 | 平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について                |
| 日程第10 | 議案第45号 | 平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予                             |

算(第2号)について

日程第1 1 組合議会報告

日程第1 2 委員会報告

日程第1 3 請願書審議

日程第1 4 委員会の閉会中の継続審査(調査)申し出について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	麻 生 彩 華 君



6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富士男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久美代 君

午前10時00分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、承認第6号、専決処分の報告及び承認について「（専第6号）平成26年度西原村一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）おはようございます。

承認第6号についてご説明いたします。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成26年12月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第6号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第4号）。

平成26年度西原村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ552万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,396万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年10月7日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款17寄付金、項1寄付金、目1指定寄付金、552万円の増額補正でございます。ふるさと納税寄付金でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、53万円の増額補正でございます。特定非営利活動法人、NPO法人自然を守る会から損害賠償請求事件の訴訟が出され、それに対する弁護士への委託料でございます。

目 8 企画費、63万円の増額補正でございます。ふるさと納税寄附者への特産品代及び特産品郵送代でございます。

あと、予備費に436万円を増額しております。

早急に予算補正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により専決し、予算執行をさせていただくことにしました。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

歳入に関しましては、大変また喜ばしいことであります。ふるさと納税という形で550万円以上の補正が組まれております。例年ですと十数万円、2桁のところ、それも前半のほうでいつも決算はとまっていたかと理解しておりますけれども、堀場さんからのふるさと納税が高額であっておられるということです。

しかしながら、来年度以降にも続けていただきたいと思うのは、役場職員はもとより議会もそうです。村民の方にも理解していただけるような、指定寄附がもっとできるように取り組んでいただきたいというのは、常々申し上げております。これは企画のほうで来年度も何らかの形が3月の定例会までには当初の予算計上なり出てくるとは思っておりますが、まだ見えていませんけれども、その辺は3月に期待しております。そういったことで、歳出2件でちょっと質問いたします。

歳出のところ、委託費の損害賠償請求に伴う弁護士の委託料ということで53万円の計上です。この予算に関しましては、全協の中で執行部側が説明したことに対して、議会側からは負けるわけにはいかない戦いということで叱咤激励をしたと思います。そういった中で、村民の皆さんにも広くこのことが周知できるような形で今回質問をさせていただきます。

この53万円、やはり村を守る立場上、仕方がない予算ではありますが、村民が全てこの予算を使うということに対して、この団体がどういう団体かということをおお体皆周知されたところですが、確かに戦うからには負けちゃいかんというのは大前提ですが、今後、今の裁判を戦う上で必要なこととして、今、現状をまだ報告を一度ももらっておりませんが、口頭弁論があったと聞いております。こういった状況なのかを、裁判中ですので触れられないところもあるかと思っておりますけれども、触れられる範囲でお答え願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）今回の補正、大変お世話になりますけれども、現在、裁判の状況としましては、2回の口頭弁論がっております。私たち職員の

ほうも傍聴のほうに行っているところでございますけれども、まず1回目の口頭弁論としましては、向こうの弁護士のほうから来られて、こちらから出している分についての確認をされただけで、即、1分もかからないような内容で終わりました、2回目の口頭弁論につきましては、今度はこちらのほうの弁護士等を、職員のほうも出席をさせていただきましたけれども、相手の弁護士の方は電話でのやりとりということで、一応こちらのほうから回答した分についての確認をされて、向こうが出しております資料についての訂正等をされたという状況です。また、3回目以降につきましては、明けてからになると思いますので、一応、村としましては今月中に再度顧問弁護士のほうに提出を求めておられる資料等を準備させていただいているところでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

言える範囲ということで、現在は一応、両者の事実確認のやりとりというような格好だと思います。

そういった中で、村民も注視しております。近隣の町村では、よくないことで住民から裁判を打たれておられるという町もあります。今回は、住民を守る意識のもとに村が訴訟を受けておるといふ非常事態の予算ということで、この予算が必ず勝利に向けてやれるように議会も精いっぱい心情的には応援しております。なかなか裁判ということで、私たちは手も足も出ないという状況の中にありますので、その辺、また弁護士とも十分相談の上、最善の方法で対処されるよう望みます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）おはようございます。3番、村上です。

今、宮田議員がふるさと納税について企画商工課長の叱咤激励ということでお話をされたわけですが、私も全く同感でして、これはまた要望としまして、企画商工課長のほうに要望について若干お答え願いたいと思います。

今回は堀場さんの、これは1件で多額のふるさと納税があったというふうで、こういうふうには計上されておりますけれども、通年、いわゆる例年は、さっき宮田議員が言われましたように10万円単位の1桁下の金額であるということです。

私も今朝ちらっとふるさと納税ランキングと、それから還元ランキングというネットのサイトを、ほんの5分10分でしたが、見てまいりました。その中で、九州では例として挙がっていたのが佐賀県の玄海町と長崎県の平戸市。じゃ、どういうふうには還元をしているかというのも若干載っておりました。納税の額によっていろいろ違いますが、それを参考にしながら、待っておってもこれはなかなか向こう側も西原村というのはどこにあるか、熊本県内の

方々は認識されていると思いますが、全国においては、西原村の位置さえわからないという方がほとんどだろうと思いますので、色んなメディアとかネットとかを駆使されながら仕掛ける準備も必要じゃないかというふうにも実感しております。

そこで、さっき言われたように3月の定例議会、新年度予算の議会について、いつも十数万円ぐらいの歳入歳出の予算計上じゃなくて、思い切って仕掛けた場合の予算計上を行ってほしいという、これは要望でございますので、その意気込みを企画商工課長から聞きたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ありがとうございます。

ふるさと納税につきましては、色んな形での報道の仕方はあるかと思えます。

ただ、現在の状態は、先ほど村上議員が言われましたように待っている状態で、寄附される方に喜んでこちらのほうから色んな品物を送っているような状態でございます。

仕掛けるといいますと、やっぱりこちらから色んな形の商品をホームページなり何なりでメディアに報道といいますか、そういった形をとるべきであるかと思えますけれども、今現状では例年そのままの状態、寄附していただいた方にはお礼状等、また通年の形でやっております。

今後、そのようなふるさと納税に対しまして深いご理解がありますならば、やっぱりそういった方向性をもって対応していきたいと思えますけれども、何分寄附していただいた方に対しましてのお礼という形をどのような形にするかも今のところまだ、野菜を今、送っているのが基本にしておりまして、西原村の特産品というものを商品開発して、それをふるさと納税に乗つけるならというふうには考えてはおりますけれども、メディアに対しては金がかかりますので、ホームページあたりで掲載を、昨日の中西議員のほうにありましたように、工夫をしたところで、ふるさと納税については報道をしていきたいというふうには思っております。

ただ、歳入と歳出を見合ったところで、今まで予算的にはまず30万円前後で計上させていただいておりますけれども、次年度以降については、そのような形で格段の商品あたりを添えるならば少しは期待されるんであるかとは思っておりますけれども、この辺については、何分我々が考えるんじゃないかと、やっぱり住民の方といいますか、メディアに対するそれを見られた方が西原を思う気持ちとしてされますので、全然先行きは見えませんが、できるだけ報道には頑張っていきたいというふうには思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）意気込みといいますか、目標という形で受け取らせ

ていただいたと、私はそう理解したんですが、優良事例ばかり言っても、これはもう比較対象が全然違いますので、余り言いませんが、農家、いわゆる畜産、野菜のセットと言われますけれども、農畜産物の地元のPRというのも含めたところでやった場合に、農家の利益にもつながる。畜産農家、米作もそうですけれども、唐芋でもいいですけれども、そういう立場に立った推進の仕方、いわゆるふるさと納税のお礼の仕方ということを考えてときに、非常に地元の農家さんも潤うわけですから、そのところを念頭に、色々お礼の品ということは考えていただきたい。さっき言いましたように、納税の金額によっていろんなパターンがどこでもあると思います。

ただ、今日ちらっと見たのは、長野県の阿南町というところがありまして、新潟県、長野県というのは、当然お米もおいしいところ。そこで、棚田米ということを大々的に打ち出されて、それが非常に好評があっているということも書いてありました。それもひとえに地元の農家さんのために地元の自治体がやっているというふうにも理解できますので、その辺を企画商工課としても肝に銘じた上でのPRあるいは募集活動に力を入れてもらいたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんね。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について「（専第6号）平成26年度西原村一般会計補正予算（第4号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第6号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第2、承認第7号、専決処分の報告及び承認について「（専第7号）平成26年度西原村一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）承認第7号についてご説明いたします。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成26年12月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第7号、平成26年度西原村一般会計補正予算(第5号)。

平成26年度西原村一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ507万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,903万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月21日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項3県委託金、目1総務費県委託金、507万4,000円の増額補正でございます。衆議院議員総選挙事務委託金でございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項4選挙費、目5衆議院議員選挙費、550万6,000円の増額補正でございます。報酬で、投開票管理者等報酬、非常勤職員報酬として78万円、それから投開票事務従事者の時間外手当といたしまして職員手当等に279万3,000円。需用費につきましては、消耗品費、投開票時の弁当代等の食糧費などで65万2,000円。役務費につきましては、入場券発送の通信運搬費等で39万5,000円。委託料としまして、ポスター掲示場設置撤去委託分としまして50万円。備品購入費の30万円につきましては、ストーブとパソコン2台分を計上いたしております。あと、予備費を43万2,000円減額補正いたしております。

11月21日、衆議院の解散に伴い、12月14日に衆議院議員総選挙が執行されることから、早急に予算補正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について「(専第7号)平成26年度西原村一般会計補正予算(第5号)について」、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、承認第7号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第3、議案第38号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第38号についてご説明いたします。

議案第38号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年12月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

熊本県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、勤勉手当等の改正を行うなどの必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

内容のご説明をいたします。

あけていただきまして、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、西原村一般職の職員の給与に関する条例(昭和35年西原村条例第11号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

次のページに行政職の給料表をつけております。

7ページに勤勉手当の新旧対照表を添付させていただいております。

今年の10月9日に熊本県人事委員会が勧告しました内容としましては、月例給、期末勤勉手当とも、平成19年以来の7年ぶりに引き上げの勧告となっております。

給与につきましては0.55%の引き上げとともに、現在、西原村のほうでは対象者はありませんけれども、単身赴任手当の基礎額を引き上げております。

勤勉手当につきましては、0.15月分の引き上げとなっております。12月の勤勉手当を0.15カ月引き上げ、平成27年6月以降は配分の見直しを行うこと



となっております。また、再任用職員などの勤勉手当も同様に0.05カ月分引き上げとなっております。

5ページをお願いいたします。

第2条、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、熊本県人事委員会勧告に沿って、単身赴任手当、管理職特別勤務手当の改正と条文の見直しを行っております。

12ページに新旧対照表を添付いたしております。

第11条の2、単身赴任手当の月額を引き上げるものでございます。本村の場合、該当者はおりませんが、単身赴任手当を月額2万3,000円から3万円に、職員の住居と配偶者の住居との交通距離の上限を4万5,000円から7万円に引き上げをされている分でございます。

第17条の2、管理職員特別勤務手当につきましては、災害への対応、その他、臨時または緊急の必要により、手当の支給の枠が拡大されております。また、2項が追加されたことにより、年末年始の休日等の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加えております。

第18条につきましては、時間外勤務手当等に関する規定の適用除外です。再任用職員については、単身赴任手当が支給されるように改正されることとなりましたので、条文の改正を行っております。

それから、第20条でございますけれども、勤勉手当につきましては、第1条で勤勉手当について0.15カ月引き上げの改正を行っておりますが、平成27年度以降は6月と12月にそれぞれ0.075月分ずつ配分することになるために、100分の82.5を100分の75、再任用職員の0.05カ月分の引き上げにつきましては、100分の37.5を100分の35に改めるものでございます。

続きまして、5ページに戻っていただきまして、附則、施行期日等。

第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2、第1条の規定(西原村一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第20条第2項の改正規定を除く。附則第2条において同じ。)による改正後の給与条例(附則第2条において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成26年4月1日より適用する。

給与の内払。

第2条、改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

規則への委任。

第3条、附則第2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

今回の条例の一部改正は、一つの条例を2段階で改正するものでござい

す。平成26年4月に遡及して改正する部分と平成27年4月より改正となる部分がございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、上野議員。

○5番議員（上野正博君）5番、上野です。

職員の給与を上げるということでございますが、少し関連しておりますので、質問をいたします。

保育士の雇用の件でございます。

臨時職員を上げろとは言いませんが、村長が念願であった待機児童を0にされて、苦勞されて達成されました。今後これを維持していくためにも、今の雇用条件で安定した雇用対策ができるのか。村長は雇用対策をどのように考えておられるのか。そしてまた、現場の立場から、もし園長先生の意見があれば聞かせていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今の上野議員の質問でございますけれども、臨時の方もうちのほうに全部で16名ほどおられます。パートさんを含めてです。今年も1名採用するところでございましたけれども、点数に達しないということで残念ながら採用ができませんでしたが、また来年、採用するならばというふうに思っております。

臨時さんの給料も、その内容を見ても、うちのほうは安くはないということでございます。ということで、今年も1名の採用ができなかったということで、臨時さんを新たに1名来ていただくように今なっているところでもございます。

そういったことで、採用は、それぞれ広報したり、あるいは職員の方々が、あの人が保育士の免許を持っておるといふような形で、いろいろな話があったときに直接電話して採用するといふような形でやっておりますので、今のところ職員が足りていると思ひますが、あとは園長のほうから少し答えさせていただきます。

○議長（坂梨公介君）保育園長。

○保育園長（園田久美代君）上野議員さん、ありがとうございます。

職場の保育園の保育士の状況も、現在は、先ほど16名と言われましたけれども、16名は非常勤でパートで来られている方ということで、臨時の方は現在、担任が4名、副担任が4名ということで8名在籍しておられますけれども、賃金においては、阿蘇郡におきましても、近隣町村におきましても、先生方のほうから上げてくれといふことは言われません。ほかにおきましてはそれぞれあるんですけれども、阿蘇郡内の保育士におきましては、基本クラ

ス担任は正職がやっておりますということでお伺いしております。中には何名か臨時の職員もおりますけれども、近隣町村を調べましても、大津町以外は基本クラス担任は正職がやっておりますということで、その部分も村長に理解していただいて、来年の採用にまた期待をしたいなということです。

あと、正直、今4クラスが臨時で対応しております。現在、募集をして、1名の方はお願いいたしますということで、もう一名がちょっと募集をかけて来ていただければという現在の状況でありますけれども、今後、保育園側としましては、執行部になりますけれども、正職のほうを徐々に増やしていただければという思いでおります。以上です。

○議長（坂梨公介君）5番、上野議員。

○5番議員（上野正博君）数少ない保育士を臨時を含めて確保するということが大変でございますが、これからも村長を初め現場のほうからも一生懸命頑張っていただきまして、何しろ待機児童0というのは今までなかったことでございますので、これをどうしても維持していくためには、保育士の安定雇用確保が大事でございます。どうか努力されて頑張ってください。以上です。

○議長（坂梨公介君）答弁はいいですね。

○5番議員（上野正博君）はい。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

今、総務課長の説明で、人勧によって7年ぶりに賃上げがなされたということで、非常に喜ばしいことです。これをぜひ消費に使っていただきまして景気を改善させていただきたいというふうに思いますが、平成の大合併によって市町村もかなり少なくなったわけですが、これは答えられる範囲内で結構ですので、総務課長にお尋ねしますが、ラスが今、西原村が幾つあるのか。そして、熊本県の平均がどれぐらいあるのかということをお知らせ願いたいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）すみません、ラスパイレスにつきましては、ちょっと今日は予定をしておりますでしたけれども、西原の場合が多分97ぐらいではなかったかなと思います。

それから、県下の平均というのは、資料がございますけれども、ちょっと今、手持ちにございませぬので、県がどれぐらいというのは、すみませんが、また後でお答えさせていただけたらと思います。

○議長（坂梨公介君）いいですか。

ほかにございませぬか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）総務のほうからばかりで申し訳ないんですけれども、一般職の方が上がるということで、職員の方は好感触を得られておるだろう

と。今月中に余分なところが振り込まれるということで、消費には十分財布のひもが緩くなって、いい感触でやられるのが一般職の正の職員の方ということになると思います。

あと、これに関連して、先ほど上野議員が臨時職の方のお話をされました。非常に総務常任委員会の中でもそういう話が出て議論になったところですけども、特別職の方、この場に3人おられます。特別職もこれに連動するかと僕は判断しておりますけれども、質疑の中には入れておりませんでしたので、特別職の中で、やはりトップは村長でございます。特別職もこれで連動するのでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）私のほうからなかなか言いづらいわけでありますけれども、新聞を見ますと、議員さん、特別職、今回上がっているところもたまに見ます。

そういうことで、そのほかにも、何年前ですか、議員さんと三役、10%カットいたしました。それから、色んな委員の方々、区長さんを初め、色んな方々が3%カットしたままに今なっている。職員も当時5%カットしましたけれども、これは生活給ということでもとに戻しておりますけれども、そういったことで、連動するのかと申されましても、私からどうのこうのはちょっと言いづらうございますので、控えさせていただきます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）今、語尾が聞き取りづらかったのですけれども、何か言いづらいのかなとも思いましたけれども、たしか特別職は大体一般職のやつで下がるときは下がっておったという経緯がありましたから、連動しているものと解釈しております。

久しぶりに上がったということで、村長が私の質問以外までお答えされておりますので、そのままちょっと継続したいと思っておりますけれども、当時、報酬委員会のほうから各委員さんの報酬3%カット、議会からは議員報酬の10%カット、職員の方も自主的に、これは時限でありましたけれども、給与のカットをされております。

その経緯の中では、地方交付税の大幅なカットが平成16年だったかと思っておりますけれども、そのあたりで交付税が3億円以上カットされたという経緯があって、非常に苦しいところから、村のほうでも当時の借金と申しますか、当時、過疎債を頻発に使ったといったことで、非常に財政を圧迫しておったという経緯の中で、これが行われてきたわけです。

全て当時の問題点は当然クリアしたんでありますけれども、なかなかそういう委員さんの報酬の回復とかにはつながっていないと。なかなか議会側からも言える立場には報酬委員会さんにはないですね。そういったことで、こういう議場で話が出るけれども、なかなか進まない。まずは職員の給与

が戻って、おめでとうございますというよりも、やはり委員さん、全ての職員の手となり足となり、逆に言ったら地元を代表して役をされておる方に、その辺の報酬を戻すのがまず第一番だったのかなというふうな感覚もしております。

その中で、臨時職員さん、嘱託職員さんの報酬はいかがだったかといいますと、条例ではうたわれてきませんので、表にはなかなか出づらいところです。非常に感覚としては安い報酬でやっておられると。

国の税制改革で基礎控除カットを、去年、おとしぐらいからですね、税務課長、その辺まで、前は年収100万円以下とか130万円の扶養の控除、基礎控除の関係で、いろんな縛りがあって、その辺の控除の関係も少し税法改正で変わっております。そういったことで全体的な底上げがされるべきかなといった思いもしています。デフレからインフレターゲットということで国も動いておると。同調する意味でも、そういった形で村としての姿勢を見せる時期かと思っております。

やはり働いて、働いた報酬をもらって、それが市場経済にお金が流れて、税収につながると、また戻ってきますので、その辺を含めて、今後の対応並びにやっていただきたいと思っておりますけれども、来年度以降、これは議会を通さないで要綱でうたえる部分は結構あると思います。その辺、報酬委員会を含めて議論をしていただきたいと思っておりますけれども、特別職の方はどうでしょうか。

○議長（坂梨公介君）副村長。

○副村長（坂本 武君）私も村長同様なかなか言いづらい立場でございますけれども、今回の県の人事委員会に準拠して私どもの村は職員給与を引き上げましたけれども、先ほど村長が申し上げましたように、市町村によっては今度の人勧に絡んで、特別職の報酬アップと、それから議員さんの報酬アップをなされたところもあります。

今、宮田議員のご質問は、そのこととはちょっとまた離れまして、そもそもの議論ではないかと思っております。いろいろ議員さん、それから特別職、全国の市町村の状況と、それから県内での比較、正直申し上げまして、私どもの西原村は、ちょっと詳細な資料を見ないとわからないのですが、町村議員さんの報酬は恐らく下から2番目ぐらいかなと。それと特別職、村長、副村長と教育長も含めてでございますが、全国的にも類似団体の中でも下位に近いと。それから、県内の町村では、恐らく最低か、もうちょっと上ぐらいかなという感じでございます。

それと、一番大事な宮田議員がおっしゃいました行政の手足となって活動されております委員さん、これは詳細に調査したことはございませんけれども、そんなに高くはないのかなということも想定されますし、また平成16年にカットされたということでもあります。

もろもろ今申し上げました相対的に、これは報酬等審議会が条例で設置されておりますけれども、その中において、私どもとしては実情を申し上げ、ご審議をお願いせんといかんのかなというふうに現段階では考えているところでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）一応前向きな答弁だと思います。

参考までに、私ども議会でも色々研修して、自治体の資料を色々もらいます。委員さんの報酬は、西原村は非常に低いという感覚を持っています。

やはり下手すると格差が半分以下の報酬しか西原村は払っていないというケースもたまに見受けられます。比べるところが違うのかなといつも思っておりますけれども、やはり同じ熊本県、県内の色んな自治体との比較は必要かと思えます。他県に行ってまでの比較はまた若干違うかと思えますので、その辺を含めて、来年度以降、これは当初からその予算が反映できるような形で検討いただければと思います。

前向きな答弁として解釈しておりますけれども、その辺は再度念を押しますけれども、ございますか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今日は宮田議員のほうからこういうお話がありましたので、これは今後検討するに値するというふうに思っておりますので、議員さんも含めまして、連動の委員の報酬、多分3%カットしたときに、私は広報委員をしておりましたので、多分117万円削減というような形で広報にも出したような記憶がありますけれども、議員さんを含めて三役それぞれ話が出た以上、検討して前に進めるよう、またそちらは議員さんあたりと相談しながら進めていくならばというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○9番議員（宮田勝則君）すみません、1つ訂正をお願いします。

○議長（坂梨公介君）訂正。

○9番議員（宮田勝則君）ちょっと訂正を求めます。平成16年と言いましたけれども、私が議会に入る前ですので、もうちょっと二、三年ぐらい前に落とされております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第38号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第39号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第39号についてご説明いたします。

議案第39号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年12月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

熊本県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

あけていただきまして、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例。

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年西原村条例第8号)の一部を次のように改正する。

第18条中「第4条、第4条の2、第5条の2」を「第4条及び第4条の2」に改める。

附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

次のページに、参考資料といたしまして新旧対照表を添付させていただいております。

第18条、再任用職員についての適用除外でございます。

再任用職員につきましては、第4条の扶養手当、第4条の2の住居手当、第5条の2の単身赴任手当が適用除外となっておりますが、今回の県人事委員会の勧告で、単身赴任手当については適用除外から外されておまして支給対象となるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第39号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第40号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) おはようございます。

それでは、議案第40号につきましてご説明いたします。

議案第40号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年12月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

出産育児一時金等の見直しに基づく、健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、西原村国民健康保険条例の一部を改正する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

あけていただきまして、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

西原村国民健康保険条例(昭和35年西原村条例第23号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

附則。

施行期日。1、この条例は、平成27年1月1日から施行する。

経過措置。2、施行日前に出産した被保険者に係る西原村国民健康保険条例第8条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

今回の条例改正につきまして、出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度掛金としまして、現行の3万円から1万6,000円に引き下げられることに伴いまして、この制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算される額を引き下げるとともに出産育児一時金の基本額を現行の39万円から40万4,000円に引き上げることによって加算後の支給総額を42万円に維持



することとする健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、本村国民健康保険条例の一部改正を行うものでございます。

あけていただきますと、次の参考資料として新旧対照表を添付しております。こちらに産科医療補償制度の掛金分、第8条の後段のほうになりますが、「これに3万円を上限とし」としております。これにつきましては、西原村国民健康保険条例施行規則の一部を改正することで対応することといたしております。

お手元に出生に関する資料としまして合計特殊出生率の関連資料を配付させていただきます。以上でございます。あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしく願います。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

国民健康保険条例の中で、出産、誰が考えても普通に言うとうれしいことのお祝い金という形になります。額的には42万円と、随分私たちがもらった時期よりは増えておりますけれども、医療機関の関係も相当上がっていると聞いておりますので、それに連動のことかと思っております。

関連しますけれども、住民課長にお伺いします。

今の西原村の子育て関係、出産も含めて、出産からの子育てという形になってきますけれども、現在、西原村は人口は微増ながら増えておるといふところにおります。どういったことで増えておるといふのと、思いますに村外からの人口流入というのが非常に大きいというふうに思っております。

ちなみに、今の西原村の人口が直面する課題として少子高齢化、これは人口分布の話ですけれども、その辺の絡みで今回の条例改正の中で発生すべきところですか。特殊出生率です。参考資料をもらっておりますけれども、ちょっと提示してもらってよろしいですか。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）それでは、今お手元に配付をさせていただきます合計特殊出生率、ちょっとお話しづらい、ちょっと口がまめらないような状況なんです、これの裏のほうには西原村の過去5年間の合計特殊出生率というものを記載しております。

まずは表のほうからまいりますと、合計特殊出生率といえますのは、毎年9月に厚生労働省が発表しております人口動態統計の確定値でございます。市町村名が公表されますのは5年ごとです。国勢調査の年、今、直近でいけば、平成22年の国勢調査の年の前後5年間のデータを取りまとめた上で、平成20年から平成24年度のデータとして報告されております。この分は表の資料の後段のほうに書いております。

毎年5月に公表されますものでは、今年は9月11日に公表されております。これが特殊出生率で、全国で1.43、熊本県では1.65ということを経済新聞で目にしたかと思っております。計算方法は以下に記載しております。

裏の資料を見ていただくと、各年代に応じて何名の子どもが生まれたか、そして、そのときのお母さんの年齢は幾つであったかということを経済新聞でカウントした上で計算してまいります。その率を積み上げたものが合計特殊出生率と言われております。

それでは、市町村が公表されますのは5年に1回ということで、表のほうの、これは平成26年2月13日に厚生労働省から発表されております。この中でいきますと、このときは全国で1.38、熊本県は1.61、西原村は1.85という公表でありました。県内最大は球磨郡の錦町で2.08ということでした。全国でも九州のほうが高く、鹿児島県の伊仙町が2.81と最も高い。一番低いところは京都で0.77というふうになっておるということでございます。

人口を維持するという数値としては2.07から2.08と、今はそのように言われております。要は夫婦で2人を持てば、そのまま維持ができるということではなかろうかと思っております。

裏のほうには西原村の特殊出生率を挙げております。これは1年です。1月1日から12月31日までに生まれた方、そして住民登録がなされている方で集計しております。一番列の左側でいきますと平成21年12月31日、それから5年分ずつつくっております。西原村でも平成22年のときは2.02と2人を超えているときもあっておりますが、それから徐々に下がってきておるということです。以上です。

○議長(坂梨公介君) 9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) ありがとうございます。

関連で振りましたので、条例改正については質疑はないんですけれども、1.85という数字が私の感覚としては思った以上に高かったのかなというふうには思っておりますけれども、やはり2.07、2.08というお話がありましたとおあり、極端な話を言うと、中山間部、もとの既存集落の人口維持というのは、まず100%できないといった形になると思っております。

就職先の問題等もあるかと思っておりますけれども、なかなかできないといった形で、西原村の人口分布をいかに考えるかですけれども、特にここに並ばれている世代を見ますと、村長を筆頭に2025年、2030年問題で一番逼迫するときにはその主人公となられる方が大勢そろわれております。

確かに当時ベビーブームで多かった世代がお世話になる世代がずっと少ない状況が日本全体であります。村も当然そういう形になっておりますけれども、10年後、15年後を考えたときに、諸先輩方がまたお世話になる世代をつくり出す義務が僕はあるんだろうと。その中枢におられる方が全てここに並ばれているわけです。

そういったことで、西原村が特段、国内法律のもとだけといたしますか、村が特別、子育てに関して、お祝い金だったり支給だったりがあつておるのかどうかは、これは住民課長、ちょっと参考までに言えますか、手当関係で。よその、国からの関連法で払っている以外に何かありますか。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）西原村に限っていけば、今のところは、私が記憶している限りはないのではと。何かほかに、精査しないとはっきりお答えはできませんけれども、自分のところの管轄では余り記憶になかったような気がします。

○9番議員（宮田勝則君）同じで、教育長、ちょっと。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）一般的には医療費無料化とかそういったものだけですので、教育委員会の分野でも今のところないと。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

少子化の全国的な波に逆走するような形で、やはり西原村が全国的に一番だろうと解釈しておるのは、道路の一斉清掃と。これだけは日本一になるのかなと思いますけれども、あとのことで考えると、上位にはありますけれども、なかなか一番というのをとれない状況にあります。

出生率は1.85ということで、これも上位のほうに多分カウントされるのかなというふうな理解をしておりますけれども、やはりこういう小規模自治体しかできないというような施策になるかと思えます。

河原校区活性化対策特別委員会等がありまして、執行部側と色々な協議を重ねてきておる現状でございますけれども、改選後もなかなかやっております。前回のテーマが、一応、賃貸住宅の利子補給を来年度で最終申し込みを切るという確定までしております。やはり方向転換をするという方向性を出しておりますので、その辺で今度は西原村全体を見ながら、過疎化の地域、やはり子どもが育てやすい環境、子どもが生まれて育ちやすい環境に向けて、来年度、進んでいかなければならないと考えております。

そういったことで、出生率をアップするのはもちろんのこと、やはり地域外からの転入を含めて施策を考えていかなければならないと考えておりますけれども、前回の委員の中で話が出ておりまして、方向性は出ておりますけれども、復習でございますけれども、教育長、村長、前回どこまで回答しておるか覚えておられますか。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）先ほどちょっと河原校区の話で、今やっている部分については、予算的には賃貸住宅の住居者、小学生、月1万円です。それと、これも議会のほうから、賃貸住宅ばかりでこちらから行っている人たちには

何もなかったのかという質問も、この場ではなかったかもしれませんが、ありまして、平成25年度から山西校区から行っている人たちには、当然賃貸住宅が1万円以上の場合ですけれども、限度として1人1万円ということで、今行っているところであります。

そのほか、金額でないところについては、やはりいろんな行政職員等の頑張りあたりが見えたり見えなかったりするところはあると思いますが、金目でないところも、その辺は子育てにつながるような工夫はしているところもあるんじゃないかというふうには思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

○9番議員（宮田勝則君）わかりました。

来年度以降、そういった形で、現条例、経緯もありますけれども、やはり改正していく年度になります。村長が前回言われていることを復唱しますと、賃貸住宅の利子補給に関しては、来年度で一応条例をとめて廃止するといった形で、代案として、逆に言う一戸建て、個人住宅を新しく建てられたりする方並びに中古住宅でも購入される方に関しての条例をつくろうかというお話をしたのを記憶しております。そのことを土台にしながら議会側も来年度進めたいと考えております。

執行部のほうも、あらかじめ他の自治体のほうの情報収集をしていただいて、やはりその中で西原村の地域に合った色づけをしながらやっていければと考えておりますので、来年度そういう方向性で進んでいきたいと思っておりますけれども、執行部の方、ようございますか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）よそから帰って、親と同居じゃなくして近くに家を建てるなら、補助金を出しましょうと。新しい家をつくるなら出しましょうと。河原地区は、特にそういった施策を得なければ、だんだん減っていくと。

今、西原村は高齢化率が26%でありますけれども、50%以上が、一番多いのが猿蓑、2番目が上鳥子、その次は滝とか、色々ございます。河原のほう若干多いというような状況でございます。高い地区で26%でもっておるといような状況ではなかろうかなと。そして、今、団塊の世代が65歳以上になってきていましたので、ここ二、三年でぼんぼんとちょっと上がってきております。

そういったことで、賃貸住宅に変わるやり方は、それが一番いいんじゃないかな。たとえ賃貸住宅をしても、子どもさんがおられない普通の人が入居をされるということで、河原の少子化対策にならない。学校の複式を防ぐにはなかなか厳しいところがございますので、そういった方向でいくならばということで前回話はしておると思っておりますので、議会で申し上げておりますので、担当課長も聞いておりますので、そこら辺はそういった形で進めていくならばという考えでおります。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第40号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時15分）

（午前11時25分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）すみません、先ほどの村上議員からのご質問のラスパイレスの件でございますが、本村の場合、平成25年の4月1日現在で96.8でございます。それから、今年の4月1日現在につきましては96.0です。

それから、県の平均ということございましてけれども、給与担当のほうに確認をいたしました。が、ちょっと今、手持ち資料として持っていないということ、またわかり次第、後日でもお示しできればと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）日程第6、議案第41号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第41号についてご説明いたします。

議案第41号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第6号）。

平成26年度西原村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ612万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,515万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目5農林水産業費負担金、47万5,000円の増額補正でございます。日向・葉山・医王寺地区ほ場整備事業地元負担金でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金、119万9,000円の増額補正でございます。公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

項2国庫補助金、目7農林水産業費国庫補助金、209万円の増額補正でございます。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金、236万9,000円の増額補正でございます。青年就農給付金等でございます。

8ページをお願いいたします。

項3県委託金、目1総務費県委託金、58万1,000円の増額補正でございます。権限移譲事務委託金45万3,000円の増額補正等でございます。

款18繰入金、項1繰入金、目2特別会計繰入金、178万2,000円の増額補正でございます。平成25年度後期高齢者医療療養給付費負担金返還金でございます。

款20諸収入、項3雑入、目1雑入、4,367万2,000円の増額補正でございます。分収造林間伐等収益金325万6,000円、ふるさと市町村圏基金活用補助金4,000万円等でございます。

款21村債、項1村債、目2公共事業等債、4,680万円の減額補正でございます。道路新設改良事業分を予定しておりましたが、ふるさと市町村圏基金活用補助金が活用できることから、減額をいたしております。

続きまして、歳出でございます。9ページをお願いいたします。

歳出におきましては、先ほどご議決いただきました職員の給与に関する条例の一部改正によりまして、各款ごとに給料、職員手当、共済費の増額補正を行っております。それ以外の歳出の主なものについてご説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6諸費、293万3,000円の増額補正でございます。歳入でありました分収造林間伐等収益金を分収造林に関する条例第4条、分収歩合により、関係集落への交付金等であります。

目9電子計算費、385万4,000円の増額補正でございます。契約管理システム導入費等でございます。

11ページをお願いいたします。

項4選挙費、目3農業委員会選挙費、302万8,000円の減額補正でございます。10月5日選挙予定でありました農業委員会選挙が行われなかったため、支出確定により不用額を減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費、251万円の増額補正でございます。予防接種広域化委託料を減額し、成人用肺炎球菌ワクチン接種、水痘ワクチン接種委託料を増額補正いたしております。

13ページをお願いします。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目10ほ場整備費、380万円の増額補正でございます。日向・葉山・医王寺地区(境界復元)測量業務委託料でございます。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工業振興費、475万5,000円の増額補正でございます。烏子工業団地調整池排水路原材料費でございます。

目2 観光費、489万8,000円の増額補正でございます。馬頭山隣接地の臨時駐車場根株処理等でございます。

15ページをお願いします。

款9 教育費、項5 保健体育費、目2 体育施設費、200万円の増額補正でございます。村民グラウンドAコートバックネット補修工事でございます。

16ページをお願いします。

款10 災害復旧費、項2 公共土木施設災害復旧費、目1 現年度災害復旧費、179万9,000円の増額補正でございます。

あと、予備費を2,950万2,000円減額補正いたしております。

説明は以上でございます。あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員(田島敬一君) 関連質問でございますけれども、よろしゅうございますか。

○議長(坂梨公介君) はい。

○10番議員(田島敬一君) まず、10ページです。

サーバーの件ということで出ておりますけれども、昨日も一般質問の中で中西議員がホームページについて色々と提案をされておられまして、私もなかなかいい質問だなと思っておりましたけれども、早速昨日山河の館に行きまして、ネットで西原村のホームページを確認いたしました。その中で、確かに色々ありますけれども、西原ナビとか阿蘇ナビとか、そういったものもたどっていきますと、なかなか西原村のことがよくわかるし、活気も感じられるというようなことを感じました。

そこで、私が改善点として考えますのは、最近色々なところにQRネットとか、また最近はARと申しまして、拡張現実というのがちらほらといろんなところで新聞だとか雑誌だとかに出てきております。今度の選挙では、あ

る党がポスターにARというのを掲示しているということで紹介されていたのを見ましたけれども、これはスマホを画面にかざしますと、それと同時に動画が浮かび上がってくるというんです。これは大変ソフトが重いものをインストールしなければできないというのが、ちょっと欠点かもしれませんが、最近はそういうふうにスマホ、携帯、こういったもののソフトを利用して仮想現実が目の前にまるで蜃気楼のように出てくるというところまで技術的には来ているそうです。

私もそれは経験していませんけれども、それで、せっかくホームページをつくっておられるのであります。そこに最先端の技術ということでQRとかAR、こういったものを研究されてはいかがかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいま質問がありましたのは、QR・ARネットということで、携帯のスマホあたりで機能のいいものですが、パソコンの画面に向かって、その信号に向かってすれば、動画が動くというような最新のシステムでございますけれども、昨日も申し上げましたんですけれども、平成12年に設置のあれをいたしまして、10年越しに一応リニューアルということでございまして、そのときも400万円近くの経費がかかっておるわけですが、その後、先ほど田島議員も言われましたけれども、動画あたりを入れますと結構重くなると。重くなるというのは、スピードが遅くなったりいろいろして、開くときに支障を来すということでございまして、平成24、25年度で光ファイバーを各戸に網羅させていただいたところでもございます。

平成22年にリニューアルをしてまだ間もない時期でございまして、またこういった新しいシステムを組むのに多額の予算が必要になってまいりますので、当分の間は今あるホームページを工夫しながらということで、昨日も申し上げましたように、しばらくの間はそのシステムで対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）わかりました。確かにARにつきましては、動画ということで、メモリーが大変重い欠点があります。

けれども、QRということは、以前は私の名刺にもQRコードを掲示していたようなもので、無料でQRコードを作成するサービスがありまして、誰でも、例えば西原村のホームページにはhttp何とかかんとか出ていますけれども、それをQRで一瞬のうちに携帯で取り入れることができる。こういった形で、これは無料ですから、こういった点で取り入れてはいかがかと思えます。以上です。

○議長（坂梨公介君）企画課長。



○企画商工課長（高本孝嗣君）ありがとうございます。

システムの工夫の中で、昨日も申し上げましたように新たな工夫を、またそういった経費のかからないやつをじゃんじゃん取り入れて、誰でも見やすい、要は住民の方から親しまれるようなシステムをつくっていきたいというふうに考えておりますので、当然ながら、今、議員がおっしゃったように、QRあたりで改造ができるものであるならば、していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

これも関連でしか言うところがないような予算書になっておりますけれども、関連になりますけれども、よろございますか。

○議長（坂梨公介君）どうぞ。

○9番議員（宮田勝則君）歳出のところの関連でいきたいと思っています。

10ページ、税務課のところです。賦課徴収費で、需用費というところで、今回は歳出しか税務課関係は上がっておりません。村税の歳入のところでは上がっていませんので、関連ということになりますけれども、自分の委員会の管轄ということでありましてけれども、本議場で少し質問をさせていただければと思っております。

関連ということで、歳入に関して、村税に関してですけれども、税務課長、昨日我々議会は一般質問後に再春館パーク内の太陽光発電施設の竣工後を見学しております。計画どおり4MWの施設であります。そこを限定してではありませんけれども、事業規模によっていろいろ違うというお話は聞いております。事業費が例えば10億円とか20億円とか切りのいい数字で構いませんけれども、村税が、何年の償却で変わってくるかもしれませんけれども、来年事業費がこれぐらいだったら入る予定ですかという形で、わかる範囲内で構いませんけれども、お示し願えませんか。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）メガソーラーの償却資産の件ということで、申告期間が来年の2月2日までということで、まだ申告が上がってきておりません。それで、また一企業のことについてのみの情報というのは、ここでは出せませんので、先ほどちょっと議員も言われましたように計算しやすい仮の計算方式ということで、一応1億円で取得した場合ということでちょっと計算をしたんですけれども、太陽光発電は耐用年数が17年ということです。これは取得費掛ける減価残存率掛ける税率です。税率は1.4%、固定資産税の4%ですね。それに再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置の特例が国土交通省に認可されている場合には、3分の1の軽減措置があるということになります。ですから、1億円で計算しました場合、来年度に関し

ましては1年間に減価償却率は0.127%なんですけれども、残存率はその逆です。残りの分という形になりますが、1年目は0.127%の半分が減価償却という部分になりますので、1年目は残存率が0.936%で、1億円に0.936%を掛けると9,360万円です。それに1.4%を掛けますと償却資産が131万円ちょっとです。それに、先ほど言いましたように国土交通省の認可を受けておられれば、3年間は3分の1の特例免除になりますので、免除されているとした場合の計算では1年目は87万3,600円、2年目からは減価していきまので資産の価値が下がってくるということで、2年目は減価償却率は0.127%で残存率は0.873%ということになります。昨年の計算する年の前の年の課税標準額に0.873%を掛けて、また1.4%を掛けて、3分の2というふうに計算した場合、76万2,600円ほどというふうな計算方式になります。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）一般的なお話で例を挙げてもらいました。ありがとうございます。

太陽光といいますと、再生可能エネルギーの最たるものということで、国が重点施策の中でやられております。これは法律化されて、買い取り価格の設定までされて進められておりました。これは地方における自主財源の確保にもつながるところでもあったかと思えます。ところが、今年になって突然九州電力が買い取りの中断をしたと。買い取り中断というと、ちょっと日本語がおかしいかもしれませんが、新たな施設に関しての建設計画の申請受付を許可していたやつにも中止とか中断とかという形の措置をとられております。

地方からといいますか、電気代を払っておるのは国民全員であります。その中で再生可能エネルギーの部分のやつが詳細にちゃんとしてきております。これは法律にのっとってということでもありますけれども、何か私ら地方の人もそうでしょうけれども、それを推進しておる自治体に関しても、逆に言うて意に反するような行動だったのかなという感覚を受けております。

本村におきましても、いろんな企業が借地のもとに、メガソーラーの件でも打診があったし、実際に地元説明のところまで進んでおった経緯もあります。この突然の中断並びに九州電力の対応に対して、まず見解で構いません、執行部側としてどのような見解を持たれておりますか。これは副村長に答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（坂梨公介君）副村長。

○副村長（坂本 武君）村の税収といいますか、償却資産に係る固定資産税、大変貴重な財源であると認識をしておるわけでございますけれども、ご承知のように、この買い取り制度、地球温暖化の一環ということで、再生可能エネルギーの拡大を図るために電力会社による太陽光発電の買い取り制度がス

スタートしたということでございます。

ご指摘の件につきましては、基本的には電力会社の対応の問題というふうに思っておりますけれども、議員がお話しされましたように、この制度そのものは、国の政策と申しますか、いわゆる国策ということでスタートしたものであります。そういう流れでございますけれども、買い取り中断という事態が生じております。この問題について、これは新聞報道等でございますけれども、この制度をスタートさせるに当たっての国の制度設計の甘さといえますか、その辺も指摘された記事を見た覚えがございます。こうしたことから、ご指摘の件につきましては、やはり国の責任において対応すべきものであるというふうには思っております。

これは私の個人の所見ということでお許しを願いたいと思っておりますけれども、自治体にとりましても、税収の問題もありますけれども、地球温暖化対策につきましては、自治体もその任の一環を担っているというふうに理解をしております。そういうことでございますので、議会を含め自治体として、この改善策を国に求めるということにつきましては検討の余地はあるのではないかなど、そのように思っております。

ただ、今、国のほうでも色々対応されていると思っておりますので、現時点において、国のほうでどういった見直しなり、改善策なり、対応策を検討されておられるのか、その辺の情報把握をまずはせんといかんのかなど、そのように思っております。以上です。

○議長(坂梨公介君) 9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 冷静かつ的を突いたような答弁をいただいたと思っております。

今回の九州電力を含めて電力会社の措置というのは、非常に唐突であったというのが実感であります。それに対して、各自治体を含めて国も非常に遅い対応をしておるのかなというふうに思っております。実際、本村におきましても、再春館の太陽光発電施設がメガソーラーとしては最初で最後だったと、今の状況下でいうと、そういう判断しかされておりません。

さきに税務課長が申しましたように、1億円の事業取得費ということで、参考までに再春館製薬所で12億円というお話も聞いております。実際に打診があった太陽光の発電施設は、その数倍ないし10倍とかいった形でしたので、60MWや100MWと、日本最大級という形で九州電力の子会社さんまで含めて進めようとしていた事業だったかと理解しております。それが、ある日突然、私どもから言ったら、会社がだだをこねたとしか判断しきらんような状況でありました。それを施策として進めた国の責任も重いですし、再生エネルギーを各電力会社がすんなり買うといった形で妥協させられたのかもしれないけれども、量的な問題というクリアがまずなされてなかった。安定供給をせざるをいかん、独禁法にもひっかかるような発電事業者が急にそういうこ

とを言っちゃいかん前提に対して、まず法律をうのみにしたという電力会社も電力会社かなと思いますけれども、実際に末端で動いておるのは、こういった自治体であったり、企業さんだったりという形が一番損失をこうむっておるのかなというふうに思います。

九州電力さんは多分値段に反映させて、今の赤字分は長年にわたって回収されるというふうな感覚も持っておりますけれども、やはり自治体としても、県を通じてでも構いませんけれども、そういった意見を求めるというのが、これは県内全域を見れば相当額だったと思います。

西原村でそういった日本一の形でつくりたいという方向性も企業さんから出ておりましたので、再来年、楽しみにしておりましたけれども、そういったことも中断したといいますか、白紙状態に戻ったというところで、その中で色んな応援をしていた人たちも、また楽しみにしていた集落の皆さんもおられるんじゃないかと。これは議会もそうですけれども、やはり改善を求めるような措置を自治体側もやっていかなければいけないと思いますので、これは村長に答弁をちょっと求めたいと思いますけれども、県、国に対してその辺を求めるような措置、微力ではありますがありますけれども、やっていかにやいかんと。副村長でもお答えになればお願いします。

○議長（坂梨公介君）副村長。

○副村長（坂本 武君）今色々な問題点を宮田議員がおっしゃいました。これも新聞情報等で見ますと、例えば個人の問題でいえば、売電益を想定して、当てにしてといいますか、住宅ローンを組まれておるとか、あるいは太陽光発電の建設・設備の会社等も相当困惑をされておると。これも新聞でちょっと見たんですけれども、県のコメントとしまして、県には、間違っているかもしれないませんが、エネルギー対策課というのがございます。その中でも、これは基本的には需給の問題だと思っておりますけれども、買い取りの中断の件については恐らく対応をしていると思います。

そういうことで、まずは先ほども申し上げましたけれども、今どういう状態にあるのか、その辺のまずは情報収集からすることが先決ではないかなと、そのように思っております。よろしく願い申し上げます。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

幾つかありますけれども、もうまとめていきます。

まず、教育委員会、小学校管理費ということで、関連でこれもいきたいと思っております。給与で今回4万円ということで上がっています。それで、下に委託費という項目もありますけれども、これは委託料ということで上がっておりますけれども、この件じゃありません。この件に関連してですので、教育長がいいのかな、教育課長がいいのか、ちょっとわかりませんが、本

年の秋に、来年度に向けた山西小学校の給食体制の大幅なかじの切りかえということで現在進まれていると思います。来年度以降、委託の方向をまず確定しておるといふふうに認識しております。

私どもは来賓として参加させていただきましたが、幾つか問題点があったかと思いますが、来賓のところで質疑をされない状況でありましたので、幾つか教育委員会の中でも問題点の指摘は出ているかと思いますが、NPO法人、現在の状況ですね、県に行ってどうなったのか。あとは登記までが当然最低限のところだと思いますけれども、現在の進捗状況を説明していただきたいと思います。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）手元に資料はちょっと持ってきておりませんが、一応お世話になりました、設立総会は10月末だったと思いますが、それから書類審査等も——またさらに県というか、パレアの、県があそこに入っていますので——していただいて、その後、正式に理事長を決めて、理事長名で申請をしたところです。その後、若干書類を整理しながら、2カ月間の縦覧期間がこういったことでやりますというふうなのでございます。ですから、それが11月25日から1月25日までであったと思いますが、今、縦覧中ということで、パレアから連絡がっております。1月25日までに、縦覧期間ですので、いろんな問い合わせがあるという部分ですが、今のところないわけですが、それが順調にいきますと、1月末ぐらいには縦覧期間が終わって、その後10日間ぐらいで認証しますという通知が来るということです。ですから、それが2月の中旬かなというふうに思います。

2月上旬で、中旬ぐらいに来れば即10日以内ぐらいに登記申請をなさいとなっておりますので、それから登記ということで、中旬、下旬、議会までには法人登記がゆっくり間に合うかなと。設立に向けてはそういった動きをしているところであります。設立に関しては以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）なかなか各議員さんのほうにそういった説明はなされない。場所もないということもありますけれども、まず、わかりました、2月の下旬に登記が最短でできるだろうと。3月定例会までには間に合うだろうというところです。

まず、問題点の指摘も含めて、いきたいと思います。委託契約を来年度以降から始めたいといったところで、調べておつてくれとこの会議のときに言っておるやつですが、委託契約のあり方、建設関係以外の委託契約というふうに理解していますけれども、要綱等を見られておると思います。なかなか縛りが厳しく書いてあります。登記したばかりといった会社に、NPO法人になりますけれども、実際行うことは、同じような人がおるんですけれども、逆に言うと個人はいいかもしれません。そのNPO法人とのおつき合いにな

ると思います。今までは職員だった方ですけれども、職員をやめられて、その団体に入られたと。同じ個人でありますけれども、責任範疇は変わりますよね。そういった形で、働く人たちも当然不安を持ってスタートされます。やはりその辺、最低限のこちらのカバーも必要でしょうけれども、向こうで働く方側のカバーも進めていかなければならないと思っております。

そういったことで、よく見ると補償の問題です。まず、お金がない団体をつくりました。4月からスタートして、給料をもらえないようなことにならないようにしておいていただきたいのと、今までは色んなけがをしたりしたときに労災とかの補償が、職員ですから、あったと思います。そういったことが、今度はNPO法人、委託された中の職員に対しても、同じとまでは言いませんけれども、最低限掛けにやいけんとかいう形を今の要綱じゃうたっていると思っております。ただし、それにも先行投資が要ると。全ての面で、先立つものが先にないと困るといった形で、3月に来年度当初予算で組んだ場合に支出が可能なのか、その辺を含めて検討せざるを得んのかなというふうな思いでおります。

委託方向という形を決定しておるのも重々承知です。それに反対しておるといような状況じゃありません。職員が不足しておるといった中でスタートするといった形で、これはもう事務的な処理の話ですけれども、教育長が先頭を切ってその場でおられますけれども、方法論としてどういうふうを考えられているんですか。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）まず、委託先の白紙の状態というか、委託の団体が幾つかある云々はこちらにおいておきまして、村が新たに委託する部分につきましては、これは村長の配慮ということも当然あります。ですから、今回、今、背景としては、萌の里とかキャンプ場、それと構造改善センターもそうですが、そういった方法も、これは入札云々、高い安いは別として、これは安全性あるいはいろんな地域の活性化等も含めて、今回はNPOという形で進めさせていただいておりますので、その辺は最終的には金額が幾らになるか。要するに、今日は給料の話、臨時の日当の話も出ましたし、その辺もできれば加味して、やっぱり高額ではなくても安定した会社になればいいかというふうに思っています。

そういったところで、管轄がうちの場合は菊池労働基準監督署です。労災と雇用保険等の担当がそこでございます。あと、社会保険、厚生年金関係は、東社会保険事務所が管轄しておりますので、この辺も一応5月に納めるという形になっているようです。届け出は、まず4月1日以降にお願いしますということですので、そこで届け出をして、あと要するに給料、手当、いろんな金額が出てくれば、それにパーセントを全部掛けて出すと。個人個人ではない部分、そういった説明を受けてきたところであります。

ですから、それにつきましては5月以降ですけれども、給料は月末に払うということにしておりますので、幾つかの団体、特にNPOでやっているところに、新年度で20日までに自治体から送金いただければ、それで処理はできますよということでしたので、うちも早目に契約も有効にしないといけませんので、それから20日間の中で送金の準備あたりもやっていただければ、あと月末までに払い込みはできるという部分でありました。

あと、職員の気持ちの問題ですが、今ちょうど、ご存じだと思いますが、山西小学校が正職員1人です。ですから、今年度の山西小学校の人件費は非常に安くなります、1人やめていますので。ただ、じゃ、それでいけということでは、これは当然できませんので、本来、今回もまた給料もベースアップがありまして、技能労務職のやつは条例には出ませんけれども、規則等ということで上がっていますので、それで新しく採用した場合はかなりまた高くなっていきます。ですから、そこを基本として考えていただいて、あとNPOの給料あたりも、これは給料というか、幾らという形で村長のほうからお示しいただいて、それで今後またやっていくということです。

ですから、今、山西小学校は1人の正職員が4名の臨時職員に、本来はどうか分かりませんが、ちゃんと指導をしながら。本来、臨時職員は手前のほうしか仕事はせんわけです。実際、調理までは正職員がやっている。正職員がいなくなりましたので、1人しかいませんので、来年度以降始めるということですから、そういったことをこの2学期からやっているところでありまして、まずは山西小学校だけですが、栄養教諭もあそこにはおりますので、今のところというか、直営ですから、栄養教諭の指導もありまして、そこでみっちり研修というか、実際に現場で仕事をして、来年から2年間は山西小学校、3年目からは河原小学校ということに、随時やめていきますので、なります。ですから、そこでみっちり働いた経験を踏んだ職員が河原とか。その後、またさらに2年間おいて中学校ということで、最終的にはやめてしまうという形になりますので、そういった方向で。

ただ、途中途中しっかりとした研修あたりも踏みながら、特に人間関係、チームワークをしっかりとしながらやっていくということは、常々申し上げているところであります。

今、縦覧期間中という法人もありますが、この間にいろいろそういった職員とのやりとり、職員になるであろうとか、なってもらわないと素人ばかりではやっていけませんので、そういったお互いのコミュニケーションをとっているところであります。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）私の質問趣旨とは少し違ったような答弁をいただいたんですけども、そこら辺は当たり前というか、わかった状態で、方向性的には別に否定するものじゃありませんということです。

方法論ですけれども、委託するのに委託の契約の要綱等も熟知されてやっていただきたいのですけれども、今、NPO法人、最短で登記が2月下旬、契約は4月に結ぶと。誰が信用しておるのかといった形もあります。要綱の中に信用関係の記載も含まれております。その辺、要綱の解釈変更等もやっていかんと契約までたどり着けないという感覚が、こちらには思っております。

支払いの関係もそうです。通常ある企業さんでNPO法人であるなら、長年やっておられますから、会計上、前からの繰越金とかがありますので、スタートが可能だと思いますけれども、今回は何もない状態をつくったところからのスタートです。ほかに収益があるかということ、何もない状況で、これに対して進むということです。

本来ならば、本年度予算の補正でも上半期の契約分ぐらい契約できるような形で来年度につなげられればロスがないのかなという感覚もこちらを持っておるのですよ。ただ、そこに行き着くのに、この契約ができるのだろうかという不安も若干持っています。強引に進むべき問題ではないけれども、慎重に進めにゃいかんと。ただし、必ずやらにゃいかんというような状況です。

もう時期が時期です、12月。2月に登記ということですので、それまでは万全の態勢で進んでいただくのは当然ですけれども、要綱の解釈についてはこちら側だと思いますけれども、その辺うまく適用をやっていただきたいというのがあります。住民課もある意味、来年度以降、包括のほうで委託契約のほうで進むような状況です。やっぱり解釈とか要綱で該当しないことがあってはならないというのが行政側から見た目で、方向的には間違っていないけれども、そういった形で進んで、今の段階ではいけないと僕の場合は解釈していますけれども、どうでしょうか。今の要綱の中で契約可能なことなんでしょうか。ちょっと無理というふうに、2月にできました会社を4月に契約しますと。

○議長（坂梨公介君） 暫時休憩します。

（午後 0時13分）

（午後 0時15分）

○議長（坂梨公介君） 会議を再開します。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君） 方向性的には決して間違っていないと何遍も言いますけれども、同じ人が多分100%来られるだろうというふうにも思っております。ただ、所属が変わるということで、なかなか自分の身を自分が証明するのは非常に難しいことでして、いろんところでそういった思いをした経験もありますけれども、これは村長にお聞きします。

委託契約の方向ということで、議会があらかた、私も方向性的にはそうで



あろうと思っております。3月までは職員だった方が4月からは変わるのか、その辺は定かじゃありませんけれども、現在の方がそのまま引き継がれるという方向だと思います。ただし、やかましいことに行政ですよ、要綱の中で動かないと。解釈の中で、拡大解釈でいけるものなのか、拡大解釈をしていいものなのか、現時点での判断をしていただければと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）NPO法人の設立総会に宮田議員も出ておられたということで、内容をご存じだと思います。何しろ新たにスタートするわけですので、内容的にも不備な点が多分あるかと思っています。それは今後また検討していかなきゃならないというふうに思っております。

先ほどから聞いておりますと、4月からスタートして間に合うのかという思いということでございます。予算的にもそうであって、本来ならば3月に契約して4月スタートというふうでいかなくちやならないんじゃないかなと思います。こちらの事務のほうが進めば、そういったところでやっていかなきゃならんだらうと。それとあと、予算が果たして4月以降でいいのかなという思いはしておりますので、そこら辺も含めて、まだまだ検討するところはありますので、検討させていただくならばというふうに思います。

（「この件は最後」の声）

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

○9番議員（宮田勝則君）よその事例といいますか、年間を通じて委託するのがずっと続いていくような委託のやり方が幾つかありますけれども、やはり単年度の契約になりますと、前年度契約されて、その翌年を4月から3月までスムーズにいけるような形で進んでおるような委託契約が多いかと思いません。

最近では、毎年委託業務を選定すると、逆に言うと委託された側も1年でぶつ切り切れたりするのも非常に怖いということで、3年契約されるケースも出てきておるというふうに承知しています。当初ですから1年契約が好ましいと思いますけれども、やはり3月内にそういった方向、要綱もその辺、変更されるところは変更されて、非常にこのNPO法人、できたばかりでいろんな問題が後から出てくると思います。そういったクリアをしていきながら進めていくような対応だと思いますので、予算措置も含めてやっていただきたいというふうに思っておりますので、その辺、教育長、そういう形でようございますか。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）やはり複数年度の契約でもいいわけですが、あと契約、委託料の問題で、毎年変わると。要するに給料表を会社も、別に普通の委託はこれだけの中で調整しなさいとなるかもしれないのですけれども、最初が若手職員ばかりですので、結構安い状態から進めて、当然NPOの正職員も

給料表はつくっていかなければならない。正式に、労務室も入れていますので、ある程度のしっかりした体制を、やっぱり一般社会から認められる会社をつくりなさいということでもありますので、給料表そのものがどの段階でいくかは今調整中なんですけど、当然、今回、公務員のベースアップ云々もありますけれども、年に幾ら上がるかは別として、委託料が毎年変わる以上、単年度契約でいくのか、その辺はまた執行部と相談しながら、複数年度で契約して金額が変えられるのか、その辺もちょっと検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

同じ款9の教育費、目1学校管理費の委託料の教室改修工事に関連してですけれども、お尋ねいたします。

学校の改修一般になるかと思えますけれども、坂本議員がクーラーの設置ということで前々から一般質問されておられました。そのときは、地球温暖化ということで確かに教室の中が夏は暑くなってきましたけれども、何とか我慢の範囲かどうか知りませんがというようなことで、徐々に拡充していくという方向だったかと思えます。

しかし、その後、中国からPM2.5が飛んでくるし、また11月25日に噴火いたしました阿蘇中岳、そこから夜中、東風に乗りまして西原村にも飛んで来るということで、普通に歩いても喉の中がいがらっぽくなってきたり、色々そういったことで、学校の教室の中にいる子どもたちにとっては、なおさら暑さだけではなくてPM2.5、火山灰というふうな三重苦の状態になってきはしないかというふうなことを思っております。

そうなりますと、やはり夏のクーラーということで、これは真剣に考えなくてはならないのではないかなと思います。確かに金額は張ると思えますけれども、その点、切実さが、もう既に三重苦の状態。火山灰は、専門家に言わせますと、すぐにおさまらなくて、あと四、五年は続くものと覚悟しなくてはならないということだそうです。その点いかがでしょうか。教育長、お願いします。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）それに関しましては、やっぱり隣接町村、特に菊陽町あたりは新しい施設ば入れられたということでもありますし、この前の話からすると益城町もそういった方向であるというような話。大津町は、この前は美咲野のにはいってなかったということですけども、我々教育現場からすると当然これは欲しいわけでありまして、あとはやはり村の財政と優先順位等色々あると思いますが、そういった中で総合的に考えていくべきなのかなというふうに思っています。

入れるとしても、夏場はそう長くはないと思うんですけども、冬場はストーブでもよかですけども、いずれにしましても、空調を入れれば夏も冬もという形になると思いますが、我々としては、当然現場としては欲しいところではあるということであります。以上です。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）方向性としては、村長も財政的な判断ということと考えておられることは存じます。その辺、切実さを勘案されて検討していただきたいと思っておりますけれども、同時に今、地球温暖化で、いかにエネルギーを省エネにしていくかというところでさまざまな工夫がされております。

太陽光発電もございましたけれども、先日、再春館製薬所にちょっと挨拶に行きまして、中の様子とかを尋ねましたところが、あそこは省エネのために蓄熱方式、夏は夜の間氷をつくって、昼はそれを流すと。役場の庁舎もそういった形でされているということではあるかと思っておりますけれども、最新の省エネ技術を十分に取り入れて検討していただければ、ピーク電力を削減できて、1年間の電気代も割安ということになりはしないかと思っております。その点、努力をよろしくお願いします。

○議長（坂梨公介君）答弁を求めますか。

○10番議員（田島敬一君）はい、村長に。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）申されますように、クーラーがあればいいということも十分に理解をしております。それには色んな予算も伴います。去年は中学校の大規模改修工事、そしてまた今後予定されているのが中学校の給食室をまた改修しなきゃならないということもございます。まず、どうしてもしなくちゃならないものを先に今やっている状況でもございますので、そこら辺は、クーラーがあるのがいいのはもちろんわかりますけれども、今、火山灰とかPM2.5とか申されましたけれども、ちょうどというは何ですけども、今は寒い時期でございますので、窓を閉め切っておるのでいいかと思っておりますけれども、夏は開けますので、夏場のPM2.5対策にはクーラーがあつたらいいというふうに思っております。

そこら辺も含めて、今後、予算等も含めて検討しなければならないと。そして、どれから先にやったらいいのか、予算の面もございますので、そこら辺はご理解していただきたいというふうに思います。

○10番議員（田島敬一君）わかりました。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんですね。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）すみません、最後にもう1個。田島先生に間を挟まれましたけれども。

ページの的には14ページでいきたいと思っております。

道路新設改良費ということで、これは財源に関しても阿蘇広域の基金関係がこっちに財源措置をされたというお話です。これに関して、その財源を、村長の拡大解釈といいますか、強い意志のもと獲得されたという経緯も承知しておるところです。やはり普通のやり方ではなかなか持ってこられないという解釈になるかと思えます。その辺、県も含めて認めさせたという、日置村長の強い意志といいますか、相手を説得させる能力というのは、非常に感心するところです。まずは褒めておきます。

それに対して、今度、産業課を含めてになりますけれども、公共事業についての問いかけになります。財源的にはよかったということで、当初からの予算と補正も含まれて年度内の予算書ができておるわけですけれども、それを含めましての、各課それぞれですけれども、公共事業に関しての執行率について、現在12月です。当然100%に近いとは思っておりますけれども、何か出していないものがあれば当然下がるわけです。その辺ちょっと確認したいんですけれども、産業課長、お願いいたします。代表してで構いません。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）ただいまの道路改良の執行状況ということでございますが、今回、社会資本整備交付金がつきまして、県の設計審査のほうが大変遅くなりまして、発注がこちらの予定よりも1カ月遅くなったというのは事実でございます。

それから、執行率につきましましては、産業課で予定しているところでは道路改良があと1件と、それから企画関係で工業団地周辺の道路改良が若干残っております。それから、維持工事が発生した場合の工事ぐらいいかなというふうに考えております。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

執行まで、全てじゃないということですが、執行に関して、これは各課共通してちょっと考えていただきたい。補助で県の確認を得てからの発注が非常に多いというのも承知しています。そういった中で、単費もそれぞれ持っておるわけですね。そういった中で、非常に何か発注が11月に集中し過ぎて、この人手不足と言われる中で、事業所から見れば、受注見込みが立たないということを半年以上も考えながら、地元で商売を張っていただかなければならないというような状況ですね。

日置村長にかわりまして、村長がウルトラCと言っていましたけれども、繰越物件を非常に多くずっと発注されて、一年中、逆に言う平準化がなされたときが多かったと思います。今回はなかなかそういった状況にならなかったのかなというふうにも思いますけれども、努力がどうだったのか。

1カ月遅れましたというのは結果であって、本来、10月に発注すべき、9月に発注すべきだったことは、それに向けてやらないかんかったという、

逆に責任を持っておるわけですよ、執行部側として。うちら議会が対応することは何もないわけです。そういったことで、適正な発注時期における発注ができなかった理由は、やはり委員会の中では説明していただきたいと思います。そこに対して応援できる場所があれば、議会側も応援していきたいというような感じでいただければと思います。

村長、最初少し褒めましたけれども、今回初めて河原の土が山西に貢献しておるといった状況だと思います。来年まででこの改良事業が大体終わると思いますけれども、当然、そのときには河原の小学校の前の小高い山が1つなくなり、平らな土地になっているかだと思います。あれは村有地ですよ。ただし、地目的には道路で確かなってあったと。道路の用売でできたと思いますけれども、その辺は法律の解釈で、昔はできなかったというふうに理解していますけれども、売却できるようになりました。何らか跡地のほうをうまく利用していくために、これが一つのまた活性化につながると思います。同じ中の予算で安くつくれて、河原地区の活性化にもつながるといふ、両方の側面を持っています。やはり村としても何らか、来年度で終わるといふことですので、再来年度のところにも持っていけるような、ある意味希望を与えられるようなお話はできないですか、村長。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）あそこの土地の土と申しますか、岩まじりの土ということで路床材に使っておるということでございまして、今3本発注しておる中で利用するならばということで、もう搬出が始まっておるかなと思っております。

仕事のほうは、先ほどちょっと議員が申されましたが、後半に偏り過ぎてはおらなんだかということでありましたけれども、やはり補助金、交付金等の活用をする上、どうしても遅れたということでありまして、仕事で人手が足りないという先ほどの話でありますけれども、西原村の業者の方々、入札の不調もないということで、それぞれ希望を持って受注されておるといふふうに解釈をしております。そういうことで、そう無理はあつてはいないんじゃないかなというふうに思っております。

それから、河原のあそこの泥取り場の跡地の問題でございましてけれども、この形状、私もざっと見た感じでございましてけれども、土をとってどのぐらいの高さになるのか。そこら辺も見きわめながらやらんと、あそこに例えば家を建てるにしろ、何に使うにしろ、高さが多分あったと思いますので、そこら辺も見きわめてせんと、多分高さの1.5倍を引かんと家が建てられんのだったかな、そういったこともありますので、そこら辺も見きわめながらいきたいと。そして、来年は泥を取ってしまいますので、その時点でどうしたらいいかも考えていきたいと。

ただし、今回、泥取り場は一応道路並みに斜めに真っすぐ取るんじゃない

して、ある程度の広さに段々と申しますか、泥の高さから平行に行ってまた落とす、平行に行って落とすという感じで、泥取り場をするならばというふうに、そうすれば利用価値も何かしら考えがつくんじゃなかろうかなというふうに思っておりますので、そういった形で、今しばらくあの状況を判断して、泥を取った後を判断して決めたいと思います。

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

あの土も非常に安く入手してあります。山の場合はちょっと高過ぎるような単価ですけれども、実際平らになれば非常に安い単価でできておると思います。その辺でうまく利用していただきたいし、河原の少子化のところにも何らかプラスになる方向性で進めたいと。また、案もこちらからお示ししていきたいと思っております。質問の時間ですけれども、ご協力をお願いいたします。

では、あと全般的にわたって発注時期が遅かったということはわかりましたので、役所はなかなかやりたがらんことですが、河原の住宅も含めまして、非常に無理な工期の場所が見受けられます。年内に基礎だけ終わって、まだ切り込みも何もできていない、プレカットもできていない状況で3月工期という、2月工期だったですかね、あれは、3月工期もぎりぎりのような感じもします。いいものをつくっていただきたいということと、品確法の中で、補償関係は土木はなかなか立証ができないですね。といった中で、適正な工期を設けていただいて、早目に繰り越すべきものを繰り越していただいて、なるべく年中の標準的な発注に向かわれるよう、これは要望を含めて、部署内の意見の集約が必要かと思っておりますけれども、来年度以降そうなることを期待しておきます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）反対討論をいたします。

非常によい予算もたくさん含まれておりますけれども、その中で歳入のところには社会保障・税番号制度システム整備というようなことで出ております。

今、非常に心配しておりますのは、世界情勢の中でサイバー攻撃というのが行われておるようでございます。そういった中で、サイバー攻撃に対しての防御、これにいかにか力を入れなくちゃいけないかというところに来ているかと思っております。そうしたときに、何でもかんでも国民背番号制ということでやってしまったら、一旦崩れた場合にとんでもない被害が起きはせんのかと。ハッキングという、そういう才能がある人がたくさん世の中にはおりまして、

いろいろなウイルスも蔓延しています。そういった中で、国民背番号制につながるような内容には賛成できません。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

私は賛成の討論を行います。

今回の補正予算、財源組み替えの措置を含め、細部にわたって改正されております。やはり自主財源の少ない本村にとっては非常に大きい村債を、本年は四千数百万円ですけれども、財源をよそから持ってこられているといった形であったり、産業課長が維持費を残していますというお話もありました。年末年始と急に雪が降ると、住民は滑って困ると。数年前にもありましたけれども、そこからそこまで出ていけんような状況になるときも、予算を持っているといったことで、またいい年が迎えられるのだろうというふうにも思っております。

来年がいい年でありますようにと期待も込めまして、賛成討論にしたいと思っておりますけれども、例のサイバー攻撃に対するお話が少しありましたので、サイバー攻撃を100%防御するというのは確かに不可能かなというふうに思っていますし、実際そうだと思います。

ただし、やはりサイバー攻撃をした側も、ある意味、今度は行政とかそういうところに携わってサイバーを防ぐ側にも人材としておられます。やはりネット攻撃、サイバー攻撃に対する、せんだってマスコミで出ていましたけれども、第一人者は日本人だそうですね。そういった形で、日本の教育がそういった人材を生んでおると。教育長、大事なところですので、また子どもの教育を含めましても十分な措置がなされていくようです。そういったことでかわりまして賛成の討論といたします。以上です。

○議長（坂梨公介君）討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第41号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第6号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 0時44分）

（午後 1時30分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、議案第42号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) それでは、議案第42号につきましてご説明いたします。

議案第42号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,376万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主要内容につきましてご説明いたします。

6ページをお開けください。

まず、歳入予算でございます。

款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金、こちらに92万1,000円の増額補正をしております。これは、65歳から74歳未満の被保険者に係る保険者間において生じる医療費の不均衡を調整する交付金でございます。社会保険診療報酬支払基金の平成26年度分の額の確定に伴う増額補正でございます。

次の7ページの歳出予算でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、こちらに2,880万円の増額補正をしております。

次の款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、こちらに770万円の増額補正をいたしております。

本年度の上半期と昨年度同時期の療養給付費を比較いたしますと、減少する月もございましたが、380万円を超える月が二月、700万円を超える月がまた二月ございまして、平均いたしますと月平均270万円ほどの給付の伸びとなっております。次の高額療養費につきましても、ほぼ同じような状況になっております。従いまして、一般被保険者の療養給付費に年間所要額としまして4億2,180万円ほどが必要となるがために、2,880万円の不足見込みとなることで増額補正をいたしております。

いずれにしましても、前年度の同時期よりも医療費が伸びてきております。今後の予算執行に支障を来すおそれがあるということでの増額補正でございます。

これらの財源といたしまして、予備費3,634万9,000円を減額補正いたしております。



なお、現在、各月ごとの医療費の請求に基づきます疾病の分類のデータもあります。それにつきまして、今、大分類ごとには紙で出しておりますが、中分類、小分類、要は疾病の細かい名称ですね、それ毎に月毎、年毎のデータの分析を今しているところです。自然増であるのか、何か突出した原因があるのか、その辺の現状を認識した上で、今後の対応を図りたいとも思っております。以上でございます。

あとは議員各位の質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

昨日の質問をぶり返す気はありませんけれども、やっぱり関連はあると思っています。みんなで取り組んで共有して、子どもの話をメインでしましたけれども、やっぱり医療費の減額にもなることにつながると思っていますので、頑張っていたきたいと思っています。

簡単に言えば、歳出の予備費の1,100万円というのは本当に危ない状況だと思いますけれども、3月まで大丈夫なのかというのをちょっと伺いたいです。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）今、予備費が残り1,100万円ほどということでございます。3月までもつか、もたないか。ただ、今としては、まだはっきりわかりませんという答えしかできません。医療費が伸びたり、伸びなかったり、これは国保の運営協議会、また総務福祉常任委員会でもグラフを用いて説明をいたしました。例年の冬場の時期に医療費が下がっているのが、ここ四、五年、傾向として見受けられております。

ですから、あくまでも推計ではありますが、今のところであれば大丈夫であろうと思うところでの予算編成なのですが、まだはっきりとはわかりません。あやふやで申しわけありませんが、以上です。

○議長（坂梨公介君）2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）すみません、もう一つ。私もまだ2年、もう今は3年目ですけれども、欠損ということもあり得るわけですか。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）地方自治法では、赤字を出すことはならんというふうに、まずはうたってございます。まず、その年度の歳入をもって、その年度の歳出に充てると。不足した場合に特例として繰上充用金の措置というのがございますが、そこに至る前に、収入の確保はかなり厳しいかと思っておりますけれども、今できる限りのこととしては、当初予算で計上している一時借

り入れ等でまずは運営をすると。最終的に、国、県、支払基金交付金、調整交付金等々が入ってまいりますので、それできれいに整理ができれば一番よろしいのですが、ですから、先ほど言いましたように、なかなかまだ見通しが立てられる状況ではありませんので、はっきりとお答えできかねる状況です。申しわけありません。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

今、課長より、危機感がある健康保険の状況ということでございますが、国保の審議委員会あたりでも、こういうものは大分討論されていると思っておりますが、今後、こういう状況であれば、保険料の見直しあたりもいろいろと審議されていると思っておりますが、現在ではどのような審議をされていますか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）今の状況は、今申し上げましたとおりであります。まず年内の状況を見てみようということで、運営協議会のほうにはお話をしておりました。それで、いろんな方法があります。一時借入れでお金を借りて運営して、最終的に戻せる状態になれば、ちゃんとお返す。当然ながら、それは金利が発生します。それと、法定外の繰り入れ等もやっぱり検討ということもあるかと思っております。それと、先ほど言いました繰上充用、これは俗に言う自転車操業になります。ですから、一回すれば、次の年度は倍の金額が必要になってくると思っていただいたほうがわかりやすいのかもしれない。

幾つかの方法はありますが、まずは12月までは、今11月末現在での収支残で、実額で1,300万円ほどマイナスです。それは本来予備費を入れてやると、とんとんというか、実質マイナス状態。あと残りが、さっき言いました調整交付金であったり、国庫の残り、基金であったり、その辺が入ってきて、きれいになれば一番いいとは思いますが、状況を見るしか今のところはないというところで、3月議会においては何らかの方法を示さざるを得ないとは思っています。

○議長（坂梨公介君）ほかにはありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第42号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第43号、平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) それでは、議案第43号につきましてご説明いたします。

議案第43号、平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号)。

平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,627万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

6ページをお開けください。

まず、歳入予算でございます。

款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目4 事業費補助金、こちらに47万3,000円の増額補正をしております。これは、介護保険制度の改正に伴います平成27年4月施行分の総合行政介護保険システム改修に伴う国庫補助でございます。補助率は2分の1でございます。

7ページの歳出予算でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、これの委託料に介護保険システム改修業務委託料94万7,000円の増額補正をしております。先ほどの国庫補助金が、この経費の特定財源となります。

款2 保険給付費、項3 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス等費、こちらに265万6,000円の増額補正をしております。これは、高額介護サービス費の伸びの平成26年度3月診療分から11月診療分までの推計を基本にしまして本年12月から平成27年2月分までのサービス費用を増額と見込んでの補正でございます。この基礎となる数字は、第5期の介護事業計画の平成26年度分の数値を当初予算に計上いたしております。

款2 保険給付費、項4 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者サービス等費、こちらに611万円の増額補正をしております。これも特定入所者

介護サービス等費の伸びを平成26年3月診療分から11月診療分までの推移をもとにして本年12月から平成27年2月までの分を増額と見込んでの補正でございます。こちらに関しましても、第5期の介護事業計画の平成26年度の当初予算分を計上しております。第5期の3期目になってまいりますと、やっぱり事業費的にはかなりのずれが生じてくるものと思われております。

これらの財源としまして、予備費は次のページになりますが、967万3,000円の減額補正をいたしております。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第43号、平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第44号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第44号について説明いたします。

議案第44号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,383万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な理由につきましては、6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

目1業務費に64万4,000円の増額補正、目1予備費より64万4,000円の減額補正を行っております。目1業務費につきましては、熊本県人事委員会勧告に伴う担当者職員の給与の増額2万7,000円、これに伴う期末勤勉手当の増額7万円、共済負担等の増額2万3,000円。それから、節13委託料におきまして、中央監視システムプログラム変更業務委託料として32万4,000円、節16原材料費といたしまして、新所・岩坂線の水道管布設工事に伴います材料費として20万円を計上させていただいております。以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第44号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第45号、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第45号について説明いたします。

議案第45号、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）。

1ページめくっていただきまして、議案第45号、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度西原村工業用水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

科目、既決予算額、補正予定額、計の順に読み上げさせていただきます。

収入はございません。

支出。

第1款水道事業費用、1,897万1,000円、0、1,897万1,000円。

第1項営業費用、1,501万2,000円、10万3,000円、1,511万5,000円。

第4項予備費、365万8,000円、マイナス10万3,000円、355万5,000円。

平成26年12月9日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容につきましては、次ページをお願いします。

収益的収入及び支出。

支出のみでございます。

目3総係費に10万3,000円の増額補正、目1予備費より10万3,000円の減額補正をいたしております。目3総係費につきましては、熊本県人事委員会勧告に伴う担当職員の給与の増額1万3,000円、これに伴います期末勤勉手当の増額7万1,000円、法定福利費に増額1万9,000円の計上をさせていただいております。以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第45号、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立です。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

日程第11、組合議会報告を行います。

組合議員から報告がございましたらお願いします。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第12、委員会報告を行います。

各委員会から報告がございましたらお願いします。

9番、宮田議員。

（広報調査特別委員会委員 宮田勝則君 登壇 報告）

○広報調査特別委員会委員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

特別委員会のほうですけれども、広報調査特別委員会のほうの研修に、私、宮田と山下議員とで、本年の10月21日、22日、東京都千代田区シェーンバッハ・サポ一會館におきまして、全国町村議会広報研修会に参加して来ました。

10月21日の研修におきましては、「伝える広報から伝わる広報へ」という題材と広報紙面のデザインの基礎知識、写真の見方・考え方ということで、

3人の講師におきまして講義を受けております。

なお、翌日10月22日におきましては、全国からの各町村が4つの分科会に分かれまして、西原村の議会のほうは第2分科会のほうに行きまして、そこで各町村の議会広報紙をチェックというか、クリニックするという形で研修を行っております。

今回の研修ですけれども、私は今回3回目の研修になります。毎回、講師が変わられております。その中で、今回特に感じたことですが、今までは読みやすい、わかりやすいということでしたけれども、今回は伝える側から、相手の身になって伝わる広報という形で、小田順子氏ですけれども、順子先生といったらいいんでしょうか、この方が広報のコンサルタント会社を運営されておりますけれども、新潟県の柏崎市の広報専門官という形で地方行政の広報紙にも参画されておる方です。

内容的には、やはり言葉の使い方であったりしておりますけれども、当議会の広報紙もその辺に気を使いながらやっているつもりということでありませぬけれども、やはり中におると、やはり「つもり」を使わにゃいかんということです。やはり側から見た目は少し違うんだらうなという形を実感しております。やはりテーマを書くとき、結論を先に出す。その後に、いろんなその結論に至った経緯とか、そういった形でまとめていくという文章スタイル。

それと、昨日一般質問で中西議員がおっしゃっていましたが、やはり伝わるほうを考えれば、村のホームページもそうですけれども、ホームページは固い言葉がいっぱい書いてあります。そういった言葉を行政側としては使わざるを得ないということで、フェイスブックという新たなSNSを使って、もっと市民に近い言語の使い方ということで、普通の会話の言語を使った広報の仕方等を行政職員に指導しておるとということで、ある意味画期的なことをやられているということで非常に勉強になったと思います。

当議会の広報紙もその辺十分考慮してやっているつもりですけれども、やはりその中に長く居ると、同じ温度のお湯という格好で自分も慣れてしまっているのかなというふうに逆に反省をした次第です。以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告が終わりました。何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで委員会報告を終わります。

日程第13、請願書審議についてを議題とします。

お諮りします。請願書受理番号1番、2番については、会議規則第92条の第2項の規定により、委員会付託を省略して本会議で審議したいと思ひます

が、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、よって、委員会付託は省略して本会議で審議することに決定しました。

請願書受理番号1番、受理年月日、平成26年11月25日。

請願団体、一般財団法人熊本県ろう者福祉協会、理事長、福島哲美。

請願の要旨、「手話言語法(仮称)」制定に向けた意見書提出請願書について。

紹介議員、宮田勝則君。

内容の説明を紹介議員、宮田勝則君にお願いします。

(9番議員 宮田勝則君 登壇 説明)

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

請願書におきましては、おのおの配付してあると思います。朗読しながら説明にかえさせていただきたいと思います。

手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願。

紹介議員、宮田勝則。

趣旨。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書を国に対し提出されるよう請願する。

理由。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話をつくり培ってきた。

しかしながら、ろう学校では手話を禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年(平成18年)12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年(平成23年)8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障される。」と定められた。

また、同法22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国とし



て実現することが必要であると考えます。

そこで、貴議会において、国に対し、「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を提出されるよう請願する。

平成26年8月25日。

請願者、熊本市中央区水前寺6丁目9番4号、一般財団法人熊本県ろう者福祉協会、理事長、福島哲美。

西原村議会議長、坂梨公介様。

続きのページで、今回の請願に対しまして、採択された場合の国に対する意見書案を添付しておりますので、朗読にかえて説明させていただきます。

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う人たちにとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話も培ってきた。

しかしながら、ろう学校では手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて国は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される。」と定められた。

また、同法22条では、国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化を義務づけており、国として、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向けた法整備を実現することが必要である。

よって、国におかれては「手話言語法」を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月12日、熊本県阿蘇郡西原村議会議長、坂梨公介。

衆議院議長、伊吹文明様。

参議院議長、山崎正昭様。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

文部科学大臣、下村博文様。

厚生労働大臣、塩崎恭久様。

以上の意見書を提出するようしております。

なお、昨日、田島議員の質問にもありましたように、これは全国的に請願提出がなされております。その中で、採択されたのが全国自治体の中の約7

割強ということで、熊本県内では、県議会はもちろんのこと熊本市議会、なお町村議会では数件、7件だったと思いますけれども、採択されております。今後も熊本県もその方向性で進んでいくものというふうに確信しております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま紹介議員の内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。紹介議員及び執行部に何か質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立により採決します。

請願書受理番号1番、「手話言語法（仮称）」制定に向けた意見書提出請願書について、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、請願書受理番号1番については採択し、意見書を送付することに決定しました。

続いて、請願書受理番号2番についてを議題とします。

請願書受理番号2番、受理年月日、平成26年11月28日。

請願団体、阿蘇農業協同組合、代表理事組合長、工藤保雄。

請願の要旨、「農協改革」に関する請願書。

紹介議員の氏名、山下一義君。

内容の説明を紹介議員の山下一義君にお願いします。

（6番議員 山下一義君 登壇 説明）

○6番議員（山下一義君）「農協改革」に関する請願書。

紹介議員、山下一義。

請願の趣旨のほうから説明させていただきます。2ページです。

平成26年6月24日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、政府は、農業の成長産業化に向けて「農協改革」の推進を行っていくことを決定した。

これまで、JAグループは、県・市町村等の行政関係機関とも密接に連携しながら、営農指導や作物別部会育成、農地利用集積や営農組織づくり、新規就農支援等の取り組みを通じて農業を支えてきた。

また、過疎地域での生活拠点（金融・購買店舗等）の設置や高齢者福祉事業に取り組む等、地域ライフラインの一翼を担い地域社会の暮らしを支えてきた。

しかしながら、「農協改革」に関する今後の政府の取りまとめ如何では、

これまでJAグループが農業・地域社会で果たしてきた機能の低下やJAグループの解体など、地域農業・地域社会に対して多大な影響を及ぼすことが懸念される。

これに対して、JAグループでは11月6日、組合員自らの意思に基づくJAグループ自己改革内容の取りまとめを行い、今後5年間で自己改革集中期間として、自らの事業・組織改革に徹底して取り組んでいくことを決定したところである。

したがって、今後予定されている農協法の改正など、次期通常国会で審議される「農協改革」については、JAグループの自己改革内容を尊重した上で実施するよう、上記請願事項の実現を政府に対して強く働きかけるよう強く求めるものである。

請願事項。

1、総合事業によるJA事業の展開について。

JAの役割は「農業振興」と「地域振興」に寄与することであり、この役割を果たしていくためには、総合事業（営農経済・信用・共済・生活・福祉等）による多様なサービスの提供が不可欠であることから、今後もJAの協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度・法人形態の転換等は、強制しないこと。

2、准組合員の事業利用・JA運営参画の促進について。

准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生の推進」「地域のライフライン維持」を今後図っていくためには、准組合員の事業利用・JA運営参画の促進を図る必要があることから、准組合員に対する事業利用の制限等は行わないこと。

3、農協法上の「新たな中央会制度」位置づけの明確化について。

「新たな中央会制度」は、JAの経営課題解決や積極的な事業展開への支援を目的とする自律的な制度に転換し、その機能を代表機能、総合調整機能、経営相談・監査機能に集約・重点化していくが、これらの機能を十分に発揮するためには、農協法に規定された上での制度維持が必要であることから、「新たな中央会制度」も引き続き農協法上に位置づけられた組織とすること。上記事項の実現に向けて、政府に強く働きかけるよう請願する。

「農協改革」に関する意見書（案）といたしまして、

平成26年6月24日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、政府は、農業の成長産業化に向けて「農協改革」の推進を行っていくことを決定した。

具体的には、JAの事業や組織運営のあり方、JA・連合会等の組織形態の見直し、中央会の新たな制度への移行等、幅広い提言がなされており、これらの内容を具現化するための法律改正等が、来年の通常国会で行われる予

定となっている。

本村は、これまでJAと密接に連携しながら、農地利用集積・新規就農支援・健康福祉活動等を通じた農業振興・地域社会振興に取り組んできており、今後もこの関係を継続していく必要があると認識している。

しかしながら、「農協改革」に関する今後の政府の取りまとめ如何では、JAの組織・事業機能が低下し、これまで連携して取り組んできた活動が困難になり、ひいては農業者、地域住民、地域社会に対しても多大な影響が出る懸念される。

よって、国におかれては、次期通常国会で審議される予定となっている「農協改革」については、JAグループの自己改革内容を十分尊重した上で、下記の事項の実現に対応していくよう強く求める。

記。

1、総合事業によるJA事業の展開について。

JAの役割は「農業振興」と「地域振興」に寄与することであり、この役割を果たしていくためには、総合事業（営農経済・信用・共済・生活・福祉等）による多様なサービスの提供が不可欠であることから、今後もJAの協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度・法人形態の転換等は、強制しないこと。

2、准組合員の事業利用・JA運営参画の促進について。

准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生の推進」「地域のライフライン維持」を今後図っていくためには、准組合員の事業利用・JA運営参画の促進を図る必要があることから、准組合員に対する事業利用の制限等は行わないこと。

3、農協法上の「新たな中央会制度」位置づけの明確化について。

「新たな中央会制度」は、JAの経営課題解決や積極的な事業展開への支援を目的とする自律的な制度に転換し、その機能を代表機能、総合調整機能、経営相談・監査機能に集約・重点化していくが、これらの機能を十分に発揮するためには、農協法に規定された上での制度維持が必要であることから、「新たな中央会制度」も引き続き農協法上に位置づけられた組織とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年12月12日、熊本県阿蘇郡西原村議会議長、坂梨公介。

衆議院議長、伊吹文明様。

参議院議長、山崎正昭様。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

農林水産大臣、西川公也様。

内閣府特命担当大臣（規制改革）、有村治子様。

内閣官房長官、菅 義偉様。

以上であります。

○議長（坂梨公介君）ただいま紹介議員の内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。紹介議員及び執行部に何か質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立により採決します。

請願書受理番号2番、「農協改革」に関する請願書について、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、請願書受理番号2番については採択し、意見書を送付することに決定しました。

日程第14、委員会の閉会中の継続審査（調査）申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、林田直行君、総務福祉常任委員会委員長、宮田勝則君、産業教育常任委員会委員長、山下一義君、以上の方から申し出がっております。

事件、理由については記載のとおりです。

閉会中の継続調査申し出について承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）承認されたものと決定します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、これをもって平成26年第4回西原村議会定例会を閉会します。

午後 2時22分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議議長 坂 梨 公 介

9 番議員 宮 田 勝 則

10 番議員 田 島 敬 一